

令和9年度 保育園入園のご案内 渋谷区

入園申込みは、便利な
オンライン申請をご利用ください！！

【4月一次】オンライン申込み受付期間

◆ 令和8年10月1日(木)～11月20日(金)

【4月二次】オンライン申込み受付期間

◆ 令和8年12月1日(火)～令和9年2月9日(火)

オンライン申請の
詳細はこちらから



5月以降の入園月別オンライン申請日程一覧

入園月	オンライン申請締切日
令和9年5月	令和9年3月26日
令和9年6月	令和9年4月30日
令和9年7月	令和9年5月27日
令和9年8月	令和9年6月25日
令和9年9月	令和9年7月27日
令和9年10月	令和9年8月26日
令和9年11月	令和9年9月29日
令和9年12月	令和9年10月27日
令和10年1月	令和9年11月19日

※2月、3月は入園がありません。
オンライン申請の詳細は6ページへ！

令和9年4月入園の募集人数
各月の空き状況はこちらから



2人に1人以上が
オンラインを利用中！

4月入園（一次）「窓口申込み」・相談は区公式 LINE による事前予約制です。(P57)



【発行】

渋谷区役所 子ども家庭部保育課入園相談係

電話：03(3463)1211（代表）受付時間 8:30～17:00

〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号（渋谷区役所本庁舎4階）

【目次】

保育園とは

令和 8 年度からの主な変更点
保育が必要な事由／クラス年齢表
渋谷区における保育施設について
子ども・子育て支援制度／保育の必要性の認定
入園までの流れ

申込みについて

申込み方法
令和 9 年度利用調整（入園選考）日程
申込みに必要な書類

申込みするにあたっての確認事項

希望する保育園について
出生前の利用申込み受け付けについて（4 月一次・二次募集のみ）
育児休業（休学）取得期間中の申込みについて
医療的ケアが必要な子について
障がいのある子、疾病等のある子の利用申込み
園での薬の取扱い及び医療行為について
食物アレルギー等への対応について
渋谷区外在住の児童が、渋谷区の保育園を申込むとき
渋谷区内在住の児童が区外の保育園を申込むとき
転園申込みについて

申込み後の変更について

追加書類の提出、希望園変更、状況変更など
申込みの取下げについて
内定辞退について

待機になった人へ

利用調整について

利用調整基準表
利用調整基準表について

保育時間／保育を利用できる期間

保育時間・開園時間
保育園に通園できる期間（保育実施期間）
育児休業を取得する場合の特例
退園となる場合
幼稚園等の夏休み利用に関する特例
区外へ転出する場合

入園後の状況変更について

P.1 家庭状況などの変更があった場合 P.26
P.2 提出書類 P.26

保育料

P.3
P.4
P.5 保育料について P.28
月額保育料 P.29

延長保育

P.6
P.7 申込み方法 P.30
P.8 延長保育の締切日 P.30
区外の保育園で利用を希望する場合 P.30
延長保育料 P.31
P.10 支払い方法 P.32

保育園に通うことになった人へ

P.11
P.12 入園後の情報配信について P.33
P.13 継続通園の意思確認 P.33

その他の渋谷区内の保育施設等

P.13
P.14 区立保育室 P.34
P.15 居宅訪問型保育事業（待機児向け） P.36
P.15 居宅訪問型保育事業（障がい児向け） P.38
区立幼保一元化施設 P.39
小規模保育事業 P.40

認可外保育施設

P.16
P.16
P.16 認可外保育施設 P.41
特定子ども・子育て支援施設等 P.41
P.17 認可外施設の保育利用料の軽減 P.42
保育利用料の軽減に関わる保育の必要性の認定 P.43

保育サービスについて

P.18
P.20 保育園在園中のサービス P.44
その他の保育サービス P.46

その他

P.22
P.23 よくある質問 P.52
P.24 保育園・幼保一元化施設定員数 P.54
P.24 令和 9 年 4 月保育園利用申込み（窓口）について P.57
P.25 認証保育園一覧 P.58
P.25 認可保育園一覧 P.59

令和9年度入園案内 令和8年度からの主な変更点

項目	内容	参照 ページ
申込みに必要な書類	・離婚裁判中、離婚調停中で保育園をお申込みされる場合の提出書類については個別にお問い合わせください。	P9
育児休業取得期間・ 育児のための休学期 間中の申込みについ て	・育児休業等を取得され、復職前提で申込みをした場合の復職条件を変更しました。 入園月の翌月1日までに復職が必要。また、有給休暇の取得も復職に含まれる。	P11
利用調整について	・調整指数の23番を追加しました。 「廃止される認可保育所等に在園している児童が、当該廃止に伴い廃止直後の入園月の転園申込みを行う場合（入園月が4月である時は4月の二次申込みを含む。ただし、4月一次において内定辞退した場合を除く。）」 ・調整指数22番、23番を適用する場合、他の調整指数は適用しません。	P19
保育時間・開園時間	・ベネッセ美竹の丘保育園の延長保育の時間に変更になりました。 旧：18:30～21:30 新：18:30～20:30	P22
退園となる場合	・在園中、退園となる場合についての項目を追加しました。 ① 保育を必要とする事由（就労、妊娠、疾病、介護など）が消滅した場合 ② 正当な理由なく3か月以上連続して利用がない場合、または利用開始月に一度も利用がない場合 ③ 他の保育サービス等（認可外保育施設、インターナショナルスクール、ベビーシッター等）を継続的に利用し、認可保育園が主たる保育の場でなくなった場合 ④ 習い事等を理由として認可保育園の利用が著しく少ない場合 ⑤ 渋谷区外に転出し、転出後も同じ保育園を継続して利用しない場合（継続して通園を希望する場合、在籍園や区内在勤の有無で在園可能期間が異なります。）	P24
認可外保育施設	待機児童対策の項目を削除しました。 ※ポピンズナーサリースクール 恵比寿ホップキッズは令和9年3月末日で閉園予定です。	P41
認可外保育施設保育 利用料の軽減	一部施設種別において、令和8年10月より、助成上限額が変更となりました。 ■都外の認可外保育施設（証明書あり）、特定子ども・子育て支援施設等 ・0～2歳児クラス（非課税世帯） 旧： 42,000円 新： 45,700円 ・3～5歳児クラス 旧： 37,000円 新： 40,300円 ■企業主導型保育事業（証明書あり） ・0～2歳児クラス（非課税世帯） 旧： 38,000円 新： 34,300円 ・3～5歳児クラス 旧： 40,000円 新： 36,700円	P42
認可外保育施設保育 利用料の軽減	申請の流れの項目を追加しました	P42
保育利用料の軽減に かわる「保育の必 要性の認定」	・「年齢区分」に応じた「認定区分」を表す一覧の中にあった、「幼児教育・保育の無償化」の対象が否かの項目について、認定に応じて適用される助成制度に置き換えました。 ・育休中の取扱いについての項目を追加しました ・助成額の例の項目を追加しました。	P43
その他の保育サービ ス	・病児保育、病後児保育の対象児童の年齢が変更になりました。 旧：（病児保育）生後6か月以上の未就学児 （病後児保育）満1歳以上の未就学児 新：（病児保育）生後4か月以上の未就学児 （病後児保育）満9か月以上の未就学児	P45
保育サービス スケジュール	・病児保育、病後児保育の対象児童の年齢が変更になりました。 旧：（病児保育）生後6か月以上の未就学児 （病後児保育）満1歳以上の未就学児 新：（病児保育）生後4か月以上の未就学児 （病後児保育）満9か月以上の未就学児 ・ちょこっと通園事業は、令和7年度で終了しました。 令和8年度からは、誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を開始しています。 ・ファミリー・サポート・センターのファミリー会員対象児童の年齢が変更になりました。 旧：区内在住で生後6か月～小学校3年生までのお子さんを育てている人 新：区内在住で小学校3年生までのお子さんを育てている人 （援助活動の対象は生後6か月から）	P51

※聖ヨゼフ保育園西原は、令和9年3月31日に閉園予定です。これに伴い、令和9年度入園の新規募集は行いません。

保育園とは

保育が必要な事由／クラス年齢

保育園とは、保護者が働いている、病気であるなどのため、家庭で保育することができない子を保育する児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく施設です。保護者が下記の「保育が必要な事由」に該当し、保育所における保育の利用を決定された場合に、保育園を利用することができます。「集団生活を体験させてみたい」「幼児教育の場として利用してみたい」という理由だけでは、利用の対象になりませんのでご注意ください。

保育が必要な事由とは

就 労	1か月48時間以上就労していること。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
疾 病 ・ 障 が い	疾病若しくは負傷、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
介 護 ・ 看 護 等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。ただし、三親等以内の親族に限る。
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求 職 活 動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること、又は職業訓練を受けていること。
虐 待 ・ D V	児童虐待を行っている、若しくは再び行われるおそれがあると認められること又は配偶者からの暴力により子の保育が困難であると認められること。
育 休 中 の 利 用	育児休業に係る子以外の子が保育園等をすでに利用しており、育児休業の間に保育園等を引き続き利用することが必要と認められること。

クラス年齢表

クラス	生年月日
5 歳児	R 3・4・2 (2021) ～ R 4・4・1 (2022)
4 歳児	R 4・4・2 (2022) ～ R 5・4・1 (2023)
3 歳児	R 5・4・2 (2023) ～ R 6・4・1 (2024)
2 歳児	R 6・4・2 (2024) ～ R 7・4・1 (2025)
1 歳児	R 7・4・2 (2025) ～ R 8・4・1 (2026)
0 歳児	R 8・4・2 (2026) 以降に生まれた子

保育施設のクラスは、4月1日時点の年齢で決まります。

年度の途中で誕生日を迎え、年齢が上がっても、クラス年齢は変わりません。

保育園とは

渋谷区の保育施設について

渋谷区における保育施設は、次表のような種類があります。施設の種類により、申込み先等が異なりますのでご注意ください。

施設種別	概要・施設			申込み先
認可保育園	国が定めた基準（広さ、保育士数等）を満たして、都道府県知事に認可された施設です。			
	区立保育園	私立保育園	認定こども園	
	渋谷区が設置・運営している保育園です。	社会福祉法人・株式会社等が設置・運営している保育園です。	都道府県知事が定めた認定基準を満たして認定を受けた認可保育園です。 保育が必要な子に加え、3～5歳になると短・中時間の子もお預かりします。 ※短・中時間（いわゆる幼稚園枠）については、 <u>各園に直接お問い合わせください。</u>	
地域型 保育事業	地域における多様な保育ニーズに対応するため、少人数（19人以下）の単位で0歳から2歳児クラスの乳幼児を保育する、区に認可された事業です。 下記のほかに家庭的保育事業・事業所内保育事業があります。（渋谷区民の子が事業所内保育事業を利用するためには渋谷区で「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」を受ける必要があります。）			保育課 入園相談係
	小規模保育	居宅訪問型保育		
	渋谷区が認可する0～2歳児クラスの子を小規模施設で保育する事業です。保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う「連携施設」を設けています。（P.40 参照）	保育を必要とする乳幼児の居宅で、1対1を基本とした家庭的保育を行う事業です。認可保育園の待機児向けと障がい児向けがあります。（P.36～P.38 参照）		
幼保一元化 施設	区の条例に基づく施設で、認可保育園・幼稚園・認可外保育施設から構成されます。4・5歳児になると短・中時間保育の子もお預かりします。（P.39 参照） 渋谷区では以下2園が設置されています。 ・千駄谷なかよし園 ・山谷かきのみ園			
認可外 保育施設	国又は市区町村の認可を受けている保育施設 <u>以外</u> の施設です。			各施設
	区立保育室			
	渋谷区が設置し、民間事業者に運営委託している施設です。 認可保育園の待機児童が対象です。（P.34～P.35 参照）			
	認証保育所	企業主導型保育	その他認可外保育施設	
	東京都の基準を満たし、東京都から認証された施設です。（P.41、P.58 参照）	企業が設置する保育施設です。（P.41 参照）	左記以外の民間事業者が運営する保育施設です。（P.41 参照）	

地域こども・子育て支援事業

P.3 の施設以外にも、全ての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じた子育て支援を行う地域こども・子育て支援事業を実施しています。（一時預かり事業・延長保育事業等）

保育園とは

子ども・子育て支援制度／保育の必要性の認定

「子ども・子育て支援制度」とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことをいいます。

P.3の施設は「子ども・子育て支援制度」の対象施設です。利用するにあたっては、「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」を受ける必要があります。

保護者がP.2の「保育が必要な事由」に該当するかどうか及びお子さんの年齢により、「保育の必要性の認定」を申請し、該当する認定区分の認定を受けることができます。「保育の必要性の認定」は保育園等の入園申込みと同時に申請することができます。

認定区分	対象となる子	利用できる主な施設・事業	認定の有効期間
1号認定	満3歳以上で、 教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園（短・中時間）	小学校就学前まで
2号認定	満3歳以上で、 「 保育が必要な事由 」に 該当し、保育所等での保育 を希望する場合	保育園 認定こども園（長時間）	最長で小学校就学前まで ※「 保育が必要な事由 」により 異なります。
3号認定	満3歳未満で、 「 保育が必要な事由 」に 該当し、保育所等での保育 を希望する場合	保育園 認定こども園（長時間） 地域型保育事業	最長で満3歳の前日まで ※「 保育が必要な事由 」により 異なります。

保育の必要量

「2号認定」または「3号認定」を受ける人は、P.2の「保育が必要な事由」に応じて、「保育の必要量」の認定を行います。「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育園の利用できる時間（保育時間）が異なります。保育時間の詳細はP.22をご覧ください。

保育必要量の区分	実際の就労時間（通勤時間含む）	保育時間
保育標準時間	概ね1か月120時間以上の就労を常態	1日あたり11時間まで
保育短時間	1か月48時間～概ね120時間未満の就労を常態	1日あたり8時間まで

※「保育の必要量の区分」は保護者それぞれについて判断し、必要量の少ない保護者の区分となります。

支給認定証の交付

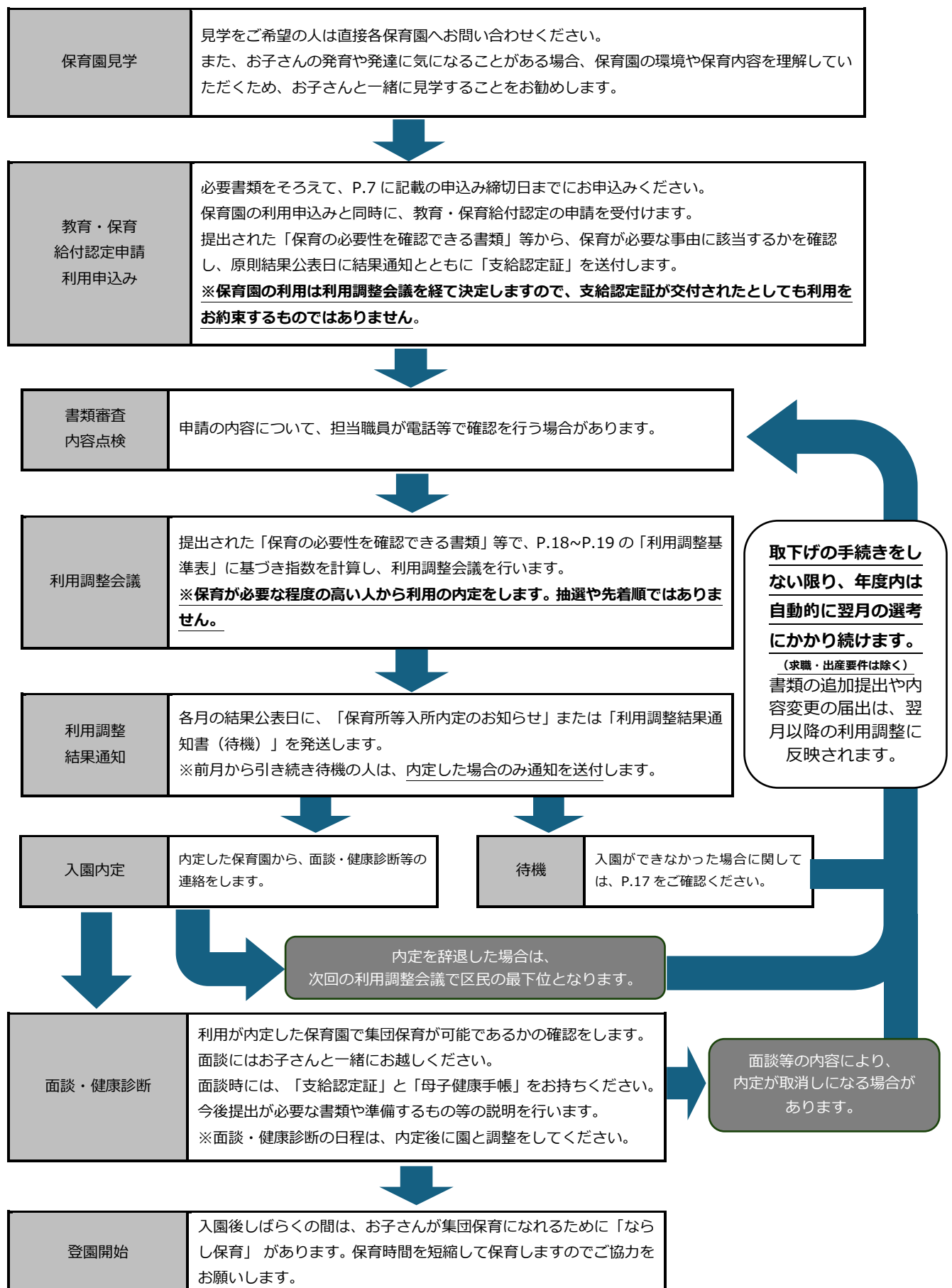
保護者が「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」を受ける場合、認定区分や保育の必要量を記した「支給認定証」を交付します。支給認定証を紛失し再交付を希望する場合などは、別途手続きが必要になります。入園相談係までお問い合わせください。

保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）に係るその他の手続き

認定区分や保育の必要量などの認定内容を変更する場合や、住所・氏名が変更になった場合、別途手続きが必要になります。P26（入園後の状況変更についてのページ）をご確認ください。

保育園とは

教育・保育給付認定申請及び利用申込みから入園までの流れ



申込みについて

申込み方法

- ・認可保育園、地域型保育事業、区立幼保一元化施設及び区立保育室の利用をご希望の場合は、P.8～9の必要な書類をそろえて、保育課入園相談係の窓口、オンライン（または郵送）で申込みしてください。（出張所では受付しておりません。）申込み方法の違いが利用調整の結果に影響することはありません。
- ・区立保育室及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業、小規模保育事業）については、申込み条件等が認可保育園と異なりますので P.34～P.40 を確認した上で申込みしてください。
- ・入園の申込みの締切日は、P.7 を参照してください。オンライン申請・郵送申込みの締切日は窓口申込みの締切日とは異なりますのでご注意ください。

オンライン申請

- ・利用に際してアカウント登録をする必要があります。
- ・提出する必要がある書類（就労証明書など）は写真データまたは PDF 化しておくなど、準備してから入力を開始してください。
- ・申込み時に不足していた書類や、不備のあった書類もオンラインで追加提出できます。
- ・締切日の 2 4 時以降の申請は次月の申込み扱いとなります。余裕を持って申請してください。

▼オンライン申請はこちら▼



区 分	オンライン受付開始日
4 月一次	1 0 月 1 日（木）
4 月二次以降	1 2 月 1 日（火）

窓口申込み

- ・必要書類を事前に記入の上、ご来庁ください。
- ・4 月申込については、P.57「令和 9 年 4 月保育園利用申込み（窓口）について」をご確認ください。
4 月（一次）の窓口申込みは事前予約制です。
- ・郵送の申込み締切日（消印有効）を過ぎて到着した場合は、次月の申込み扱いとなります。余裕を持って投函してください。
- ・郵便事故などによる書類の未着に関して区は責任を負いかねます。郵送で申込みする場合は、提出書類の写しを取り、**ご自身で到着確認ができる方法（書留やレターパック等）**で送ってください。
- ・「保育園入園申込（郵送）チェックシート」を区ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、申込者の本人確認書類のコピーと必要書類を共に送ってください。

【送り先】〒150-8010（住所不要） 渋谷区役所 保育課入園相談係

※ 4 月一次申込みの際、令和 8 年度（1 2 月）の申込みを同時に行う場合は、締切日が異なりますのでご注意ください。

申込みについて

令和9年度利用調整（入園選考）日程

※転園申込みも同じ日程です。

入園希望日		オンライン申請 締切日 (23:59まで有効)	郵送申込み 締切日 (消印有効)	窓口申込み 締切日 (申込取下げ締切日)	利用調整結果 公表日
4月1日	一次	令和8年10月1日(木)～ 令和8年11月20日(金)		令和8年10月22日(木)～ 令和8年11月27日(金)	令和9年 2月3日(水)
	二次	受付開始 令和8年 12月1日(火)	令和9年2月9日(火)	令和9年2月16日(火)	3月5日(金)
5月1日			3月26日(金)	4月2日(金)	4月16日(金)
6月1日			4月30日(金)	5月7日(金)	5月17日(月)
7月1日			5月27日(木)	6月2日(水)	6月11日(金)
8月1日			6月25日(金)	7月2日(金)	7月13日(火)
9月1日			7月27日(火)	8月3日(火)	8月13日(金)
10月1日			8月26日(木)	9月2日(木)	9月13日(月)
11月1日			9月29日(水)	10月6日(水)	10月18日(月)
12月1日			10月27日(水)	11月4日(木)	11月15日(月)
1月1日			11月19日(金)	11月26日(金)	12月10日(金)
2月1日		入園選考はありません。			
3月1日					

- ・申込み締切日までに提出のあった書類に基づいて利用調整会議を行います。
- ・早く申し込んだとしても有利にはなりませんが、申請内容の不備や不足書類があると指数が低くなる場合があるので、余裕を持ってお申込みください。
- ・結果公表日に通知を発送します。利用調整の結果「待機」になっても、申込みは自動的に継続され、年度内（令和10年1月入園分まで）有効です。詳しくはP.17「入園できなかった（待機になった）人へ」を確認してください。
- ・居宅訪問型保育事業については、内定から利用開始まで1か月程度の期間を要するため、実際の利用開始日が当初の入園希望日より1か月先になる場合があります。（4月利用開始を除く）
- ・令和10年4月1日入園は、令和9年10月頃から募集する予定です。詳細は区ニュース・区ホームページ・区公式LINEでお知らせいたします。

申込みについて

申込みに必要な書類

※申込み方法によって、一部必要書類が異なります。
オンライン申請をする人は★印の書類は必要ありません。

(1) 本人確認書類・マイナンバー確認書類

- ① **オンライン申請**：保護者の本人確認書類の画像をアップロードします。お手元にご用意ください。
- ② **窓口申込み**：以下すべてをお持ちください。
 ①保護者（来庁者）の本人確認書類… 写真付き1点（運転免許証やマイナンバーカード等）、または写真無し2点（住民票の写し等）
 ②保護者・申込児童全員の個人番号（マイナンバー）確認資料
- ③ **郵送申込み**：保護者の本人確認書類のコピーを送付してください。
 ※原則、申込み時点で区外在住の人のみ申込み可能です。区内在住で郵送申込みを希望する場合はご相談ください。
 ※郵送申込みをする人は、住民登録情報からマイナンバーを確認します。「保育園入園申込み（郵送）チェックシート」で住民登録情報の確認に同意をお願いします。

(2) 入園申込書一式（★） ※1世帯につき1部を提出、オンライン申請の場合は不要

- ① **教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書**
または転園申込書
- ② **家庭状況票**
- ③ **児童状況票** ※申込み児童数分ご用意ください。
- ④ **重要事項確認書** ※オンライン申請する人は重要事項確認書の内容を必ず確認してください。
- ⑤ **在留カードの写し（表裏）** ※外国籍の人のみ



本案内に同封されていない書類は、保育課の窓口または渋谷区のホームページからダウンロードできます。

(3) 保育の必要性を確認できる書類 ※保護者一人につきいずれか1部、全員提出必須

・下表を参考に、保護者（父・母）ともに該当する書類をそれぞれご用意ください。（ひとり親の場合は1人分）
【注意】就労証明書、診断書、在学証明書等は、令和8年9月15日以降の証明日のものが有効になります。

全
員
提
出

父	母	保育を必要とする事由		必要書類	備 考
☐	☐	雇用されている場合 （親族経営の場合は自営業の場合に該当）		就労証明書（区の様式）	勤務先に就労証明書の記載を依頼してください。 育児休業中の人も必要です。
☐	☐	自営業の場合 （自営業者・会社経営者・会社役員・業務委託などの場合または就労先の代表者が配偶者・親族である会社の場合）		以下の2点 ・就労証明書（区の様式） ・直近の源泉徴収票の写し または確定申告書（第一表、第二表）の写し 業務委託の場合は上記2点に加えて ・業務委託契約書の写し	ご自身で就労証明書を記載してください。 直近の源泉徴収票が確定申告書の写しがない場合は「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)・開業届・営業許可証等のうち、いずれか1点の写し」と「直近3か月分の収入がわかる書類」の2点をご用意ください。
☐	☐	求職活動中の場合	就労内定	就労証明書（区の様式）	・就労を開始した後に就労実績を確認するため、「就労証明書」の再提出が必要になります。 ・入園後に内定先に就労しなかった場合は、退園となります。
			求職活動中	求職活動に関する申立書（★）	区の様式でご用意ください。
☐	☐	出産前後の場合		以下の2点 ・母子健康手帳表紙 ・母子健康手帳分娩予定日のページ（分娩予定日を記入）	
☐	☐	疾病や、心身に障がいがある場合		以下のいずれか1点 ・障害者手帳の写し ・診断書の写し	診断書には家庭内で保育ができない状況が記載されているものが有効となります。医師に作成を依頼してください。
☐	☐	同居の親族（申込み児童の保護者からみて三親等以内）の介護・看護をしている場合		以下の2点 ・介護・看護状況申告書 ・介護保険被保険者証等の写し	区の様式でご用意ください。
☐	☐	就学の場合		以下の2点 ・在学証明書の写し ・授業のカリキュラム等の写し	授業のカリキュラムは、授業時間数や時間割の書かれている書類をご用意ください。

申込みについて

(4) 状況により必要な書類 ※該当者のみ			
父	母	状 況	必要書類
☐	☐	・産前産後休業・育児休業取得中・入園月までに取得予定がある場合 ・その他本人の意思による休業・休学・休暇等を取得している場合	復職・復学に関する申立書（★）
☐	☐	就労実績が入園希望月で6か月未満かつ2か月以内に前職がある場合	前職の在籍期間がわかる書類 （離職票、健康保険資格喪失証明書、源泉徴収票の写しなど）
☐	☐	勤務時間が一定でない就労の場合 （交代制やフレックス制・不規則な勤務形態等）	シフト表や勤務表の写し（直近3か月分） （ない場合は週間スケジュール実績（予定）表（区の様式）に勤務状況を記入のうえご提出ください。）
☐	☐	申込み児童を認可外保育施設やベビーシッター等（一時保育、親族または知人に預ける場合は除く）に有償で預けており、かつ以下のすべてに該当する場合 ①保育の合計時間（月もしくは週）が父母どちらか短い方の就労時間・通勤時間の合計時間以上の場合 ②窓口申込締切日時点で30日以上の利用がある場合 ③保護者のいずれも、育児休業中ではなく、就労内定ではない場合	・受託証明書（区の様式） ※きょうだい同時に申込みする場合は、各々の分が必要です。 ※保育室及び居宅訪問型保育事業（待機児童）の在園児童は不要です。
☐	☐	保育士・幼稚園教諭の場合 （勤務先が認可保育園・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業・企業主導型保育事業所・自治体が設置した認可外保育施設の場合）	・保育士等優先入園申立書（区の様式）（★） ・優先適用を希望する場合は保育士証または幼稚園教諭免許状の写し
☐	☐	外国籍の場合	在留資格を証明する書類（在留カードの写し等） ※就労・就学ができる在留資格であること。
☐	☐	祖父母が65歳未満で、かつ同居（同一敷地内に居住）している場合 ※同じ建物内で部屋番号が別でも同居の扱いになります。	保育にあたれない状況を証明する書類 ※求職活動を除く。保護者と同様の保育の必要性を確認できる書類
☐	☐	渋谷区に転入予定がある場合 （詳細はP.14をご確認ください）	以下の2点 ・転入手続きに関する同意書（区の様式） ・賃貸契約書・売買契約書の写し （転入予定地・引き渡し日・契約者双方の押印があるもの） ※渋谷区在住の親族宅等に同居する場合は、以下の2点 ・転入手続きに関する同意書（区の様式） ・居住先の不動産の所有・賃貸状況を確認できる書類の写し（賃貸契約書・売買契約書・固定資産税納税通知書等）
☐	☐	ひとり親世帯の場合 ※（元）配偶者と同一住所に住民票がある場合はひとり親世帯になりません。 ※保育に携わるパートナーがいる場合（保育園の送迎をする、世帯の一員として収入をともにしている場合など）は、ひとり親世帯になりません。	離婚した人 未婚の人 以下のうちいずれか1点 ・ひとり親医療証の写し ・児童扶養手当証書等の写し ・児童育成手当受給証明書の写し ・戸籍全部事項証明書の写し
☐	☐	離婚裁判中の人 / 離婚調停中の人	個別にお問い合わせください
☐	☐	2人以上の子を同時に申込み場合 ※利用申込み書裏面で⑥その他に該当する場合や、①～⑤の選択肢に不安がある場合はご提出ください。	きょうだい希望園組み合わせ表
☐	☐	出生前の利用申込みをする場合 ※4月一次募集及び二次募集のみ	出生前の保育所利用申込みに係る同意書（★） 母子健康手帳（表紙と分娩予定日のページ）の写し ※「復職・復学に関する申立書」も必要です。
☐	☐	郵送申込みをする場合	保育園入園申込（郵送）チェックシート（★） ※マイナンバーの住民登録情報確認について同意をお願いします。
☐	☐	里親世帯である場合	里親であることを証明する書類
(5) その他 ※保育料決定のため、入園までに必要になります。			
☐	☐	日本で住民税の課税がない場合（該当する保護者全員分の提出が必要です。） ・収入がない場合も提出が必要です。 ・令和8年の収入を証明する書類は令和9年7月末までに提出してください。 ・渋谷区で住民税が課税されていない人についても税資料の提出を求めることがあります。	◆4月～8月利用申込みの人 以下の2点（令和7年及び令和8年の収入分） ・年間収入申告書（区の様式） ・海外収入を証明する書類等 ◆9月～1月利用申込みの人 以下の2点（令和8年の収入分） ・年間収入申告書（区の様式） ・海外収入を証明する書類等

申込みするにあたっての確認事項

希望する保育園について

希望施設は最大 10 園まで申込むことができます。内訳は以下のとおりです。

- ・認可保育園、区立幼保一元化施設及び小規模保育事業：合計 7 園まで
- ・区立保育室及び居宅訪問型保育事業：合計 3 園まで

・希望順位は入りやすさに影響しません。利用調整は P.18～P.19 の「利用調整基準表」に基づいた指数により行いますので、「第 1 希望だから有利、第○希望だから不利」また「第 1 希望のみだから有利」ということはありません。複数の園に入園できる（内定が出せる）場合、一番希望順位の高い園に内定するよう調整します。

● 空き状況

- ・区ホームページにて毎月の空き状況を公開しておりますので、申込み前にご確認ください。
- ・**空き状況が「0」と表示されている施設も、申込みは可能です。**空き状況は、在園児の退園や内定辞退などにより随時変化し、空きが発生する可能性があります。空き状況にかかわらず「入りたい順番」や「毎日通える範囲」を検討し、希望する保育園を選んでください。

● 保育施設一覧について

- ・P.54～P.55 の保育園・幼保一元化施設一覧をご確認ください。【**その他特記事項**】欄には**工事予定**などが記載されていますので、必ず確認してください。

（4 月入園のみ）出生前の利用申込み受けについて

- ・4 月の一次募集及び二次募集のみ、出生前の子（令和 9 年 4 月 1 日までに出産予定の子）についても、申込みを受付けます。
- ・**申込み児童名は「〇〇(名字) 未定(フリガナ：ミテイ)」、生年月日は「出産予定日」**でお申込みください。
- ・渋谷区の認可保育園では出生予定日を 1 日目として、生後 56 日たった翌月 1 日からお子さんをお預かりします。そのため、出産予定日に応じて利用申込みできる月は下表のとおりです。ただし、実際の利用開始月は、実際の出生日に応じて決定します。実際の出生日によっては、当初の利用希望月から前後する場合があります。

出産予定日／実際の出生日	入園希望月／実際の利用開始月
申込み日～令和 9 年 2 月 4 日	令和 9 年 4 月 1 日
令和 9 年 2 月 5 日～令和 9 年 3 月 6 日	令和 9 年 5 月 1 日
令和 9 年 3 月 7 日～令和 9 年 4 月 1 日	令和 9 年 6 月 1 日

- ・P.9「申込みに必要な書類」の、(4)状況により必要な書類「出生前の保育所利用申込みに係る同意書」「母子健康手帳（表紙と分娩予定日のページ）の写し」「復職・復学に関する申立書」が必要です。
- ・**出生後 14 日以内に**、保育課入園相談係あてに「**保育所利用申込児童用出生届（区の様式）**」を提出してください。（オンライン提出、郵送可）期限内に提出されないと、内定取消しとなる場合があります。
- ・入園が内定していても、実際の出生日が 4 月 2 日以降となった場合は内定取消しとなります。

区ホームページ

「区立・私立保育園の空き状況」



申込みするにあたっての確認事項

育児休業取得期間・育児のための休学期間中の申込みについて

保護者が育児休業取得中、育児のための休学中またはその他本人の意思による休業・休学・休暇等を取得している場合は、育児休業に係る子を保育園でお預かりすることはできませんが、入園月の翌月 1 日（1 月入園のみ 4 月 1 日）までに復職・復学することを条件に申込みできます。

提出書類	申込み時提出	就労要件	「就労証明書」（区の様式） 「復職・復学に関する申立書」（区の様式）
		就学要件	「在学証明書の写し」「授業のカリキュラム等の写し」 「復職・復学に関する申立書」（区の様式）
	入園後に提出	就労要件	「復職証明書」（区の様式・勤務先が証明）
		就学要件	就学先が発行した復学証明書等、復学したことがわかる書類
提出期限	入園した月の翌月 2 0 日		
注意事項	・復職とは申込み時点の勤務先へ戻り就労することを意味します。<u>転職は復職に含みません。</u> ・勤務先や派遣元は変わらず、勤務地や派遣先のみ変更となる場合は復職とみなします。 ・復職時、勤務先の育児短時間の制度を取得する場合は、1 日 2 時間までの時短取得または、週 1 日までの日短取得（原則、勤務時間は復職前と変わらず）であれば、退園（内定取消し）にはなりません。※ただし、月 48 時間以上の就労は満たすこと。		

以下の場合、内定取消し、もしくは退園となります。

- ・入園した月の翌月 1 日までに就労・就学実績がない場合（有給休暇の取得も復職に含む）
- ・復職後の就労日数、時間が申込み時と比較して大幅に下回っている場合

◎大幅に下回っている場合とは

復職時の正規の（契約上の）就労日数・時間が、申込み時の指数（基本指数）と比較し、下がっている場合

<正規勤務時間で復職する場合>

例	申込み時（正規の就労日数・時間）	復職時（入園時）	
例 1 正規の（契約上の） 勤務日数が減る場合	週 5 日、1 日 8 時間勤務 （基本指数 20 点）	週 4 日、1 日 8 時間勤務 （基本指数 16 点）	内定取消し、 もしくは退園と なります
例 2 正規の（契約上の） 勤務時間が減る場合	週 5 日、1 日 8 時間勤務 （基本指数 20 点）	週 5 日、1 日 7 時間勤務 （基本指数 18 点）	

ただし、勤務先の育児短時間勤務制度を利用する場合は、1 日 2 時間までの時短取得または、週 1 日までの日短取得（原則、就労時間は復職前と変わらず）であれば、退園（内定取消し）にはなりません。

<勤務先の育児短時間制度を利用する場合>

例	申込み時（正規の就労日数・時間）	復職時（入園時）	
例 3 勤務日数が減る場合	週 5 日、1 日 8 時間勤務	育児短時間勤務制度を利用し、 週 4 日、1 日 8 時間勤務	内定取消し、 もしくは退園に はなりません
例 4 勤務時間が減る場合	週 5 日、1 日 8 時間勤務	育児短時間勤務制度を利用し、 週 5 日、1 日 6 時間勤務	
例 5 勤務日数、時間の両 方が変わる場合	週 5 日、1 日 10 時間勤務	育児短時間勤務制度を利用し、 週 4 日、1 日 8 時間勤務	

※例 5 について、申込み時の就労時間が 1 日 8 時間以上であるため、復職時の就労時間は申込み時（復職前）と変わらず日数のみが 1 日減ったと判断しています。

申込みするにあたっての確認事項

医療的ケアが必要な子について

医療的ケアが必要な子について、保育園入園を希望される場合は、お申込み前に保育課入園相談係にご相談ください。

保育園で受入れができる前提として、病状や健康生活が安定し、悪化が予想される基礎的疾患や慢性的な感染症がないこと、日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立しており、事故または感染症が起こる可能性が低いことが必要になります。

また、以下のいずれかに該当する場合は、入園することが困難となる場合があります。

- ・日常的に他児童から隔離した場で保育を必要とする。
- ・看護師による継続的な容態の観察や処置が必要である。
- ・状態の変化などによって、集団生活に著しく影響がある。

● 対象年齢

1歳児クラス～5歳児クラス

● 対応可能な医療的ケア

保育園で対応可能な医療的ケアの目安は以下のとおりになります。その他の医療的ケアをご希望される場合は個別にご相談ください。

- ・喀痰吸引（口腔・鼻腔・気管カニューレ）
- ・経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）
- ・導尿

● 提出書類

医療的ケアが必要な子の申込みについては、P.8の申込みに必要な書類に加えて、下記の書類をご提出ください。

必要書類	記入者
（第1号様式）医療的ケア児保育医師連絡票	主治医
（第2号様式）医療的ケア実施申込書	保護者
（第3号様式）医療的ケア実施同意書	保護者
（第4号様式）日常生活の状況に係る調査票	保護者
（第5号様式）保育施設における活動の目安	主治医（難しい場合は保護者でも可）

● 保育施設

医療的ケアが対応可能な区立保育園は下記のとおりです。**[各園定員1名]**

（私立保育園をご希望される場合は、保育課入園相談係までご相談ください）

なお、下記の保育園であっても、必ず受入れができるわけではありません。以下のような場合には、受入れが難しいことがあります。

- ・児童の集団保育が難しい場合
- ・医療的ケアを行う看護師等の体制が整わない場合など

受入れの可否については、外部の医師を含めた「医療的ケア児受入検討会」にて、個別に判断します。

※ 内定連絡日がP7記載の結果公表日より遅れる場合があります。

渋谷保育園	恵比寿保育園	大向保育園
初台保育園	幡ヶ谷第三保育園	笹塚第二保育園

申込みするにあたっての確認事項

障がいのある子、疾病等のある子の利用申込み

- ・障がいや疾病、発達の遅れなど気になることがある子については、利用申込みをした保育園の状況（すでに障がいのある子が在園している場合や、保育園の受入れ体制が整わない場合等）により、入園する時期や保育園を調整させていただくことがあります。
- ・お子さんの状況については、**児童状況票にできるだけ詳しく記入のうえ、必ず事前にご相談ください。**内定後、保育園での面接・健康診断の時点で判明した場合は、保育園の受入状況によっては受入れができないことがあります。

※保育園でお預かりできるのは、医師の判断に基づき、集団での保育が可能で日常的に通園ができる子になります。状況により、医師の診断書等の提出をお願いする場合があります。

園での薬の取扱い及び医療行為について

- ・園では薬のお預かりは原則としてできません。
- ・保育時間内に与薬せず、ご家庭で内服できるように主治医にご相談ください。（例：1日2回（朝・夕）、3回（朝・帰宅後・寝る前）処方など）なお、園では医師法の定めにより医療行為を行うことはできません。

食物アレルギー等への対応について

- ・食物アレルギーや宗教上の理由で食べられない食材がある場合は事前に申し出てください。食物アレルギーについては医師の診断に基づいて対応しますので、入園時に生活管理指導表の提出をお願いします。
- ・安全な給食の提供が困難な場合は、ご家庭より弁当の持参をお願いすることがあります。
- ・冷凍母乳を希望する場合は、希望する保育園に対応可否を事前に確認してください。
- ・区立保育園の給食については、個人の要望による特別な対応はできません。

申込みするにあたっての確認事項

渋谷区外在住の児童が、渋谷区の保育園を申込みとき

入園希望月までに渋谷区に転入予定がある人

申込み先 申込み方法	渋谷区保育課窓口申込み、または郵送申込み（オンライン申請不可） 渋谷区保育課に直接申込みをしてください。
必要書類 すべて渋谷区の様式 で揃えてください。	渋谷区様式の申込書等一式（P.8～P.9「申込みに必要な書類」参照）に加え、 ① 「転入手続きに関する同意書」（区様式） ② 入所希望日の前月末日までに渋谷区に転入することが確認できる書類（P.9 参照） ※②の書類が締切日までに準備できない場合は、 転出元自治体の窓口を通して 申込み必要があります。
調整指数について	① 同一指数となった場合は、渋谷区民が優先されます。 ② 現在通園中の認可園の退園届（自治体の受理印があるもの）を提出すれば、調整指数8番が付きます。
結果公表	P.7「令和9年度利用調整（入園選考）日程」記載の利用調整結果公表日に、渋谷区から結果通知を発送します。
転入後の手続き	利用調整の結果にかかわらず、 入園希望月の前月末日 （末日が休日の場合は前営業日）までに、 申込み児童の渋谷区での住民登録と、渋谷区保育課の窓口での再申込みが必要です 。申込みがない場合は、内定取消しとなります。 （例：令和9年4月1日入園希望⇒令和9年3月31日（水）までに転入）

入園希望月までに渋谷区に転入予定がない人

- ・転入予定がない海外からの申込みはできません。
- ・渋谷区民や転入予定がある人の利用調整を行った後、定員に空きがある場合のみ利用調整の対象となります。

申込み先	申込み日時時点で お住まいの区市町村の保育担当窓口
申込み締切日	P.7「令和9年度利用調整（入園選考）日程」記載の窓口申込み締切日 締切日までに渋谷区に申込み書類が届くように、締切日の2週間～10日前までに、お住まいの区市町村の保育担当窓口へ申込みをしてください。
必要書類	渋谷区様式の申込書等一式（P.8～P.9「申込みに必要な書類」参照）
結果公表	申込みをした、お住まいの区市町村を経由してお知らせします。

※申込みできる時期や施設に制限があります。

◎申込み可能 ×申込み不可

	申込み時期	クラス	区立園	私立園（※１）	【注意】 以下の施設は申込みできません。 ・認定こども園 ・区立保育室 ・居宅訪問型保育事業 ・区立幼保一元化施設
在勤あり （※２）	４月一次	０～５歳	×	×	
	４月二次～ １月入園	０～２歳	４～９月は×	◎	
		３～５歳	◎		
在勤なし	４月一次	０～５歳	×	×	
	４月二次～ １月入園			◎	

※1 小規模保育施設を含む。連携園については、P.40 参照。

※2 勤務先・就学先が渋谷区内にある人（就労・就学予定者は除く）。

申込みするにあたっての確認事項

渋谷区在住の児童が、区外の保育園を申込みするとき

渋谷区から転出予定がある人

- ・転出先の自治体の保育担当窓口へ、**直接入園申込み**をしてください。渋谷区保育課では受け付けできません。
- ・**申込み締切日、必要書類**などは、**申込み先の自治体保育担当窓口へお問い合わせ**ください。
- ・渋谷区認可園在園児で、転出先の保育園に入れなかったなどの理由により、区外に転出後も引き続き渋谷区認可園に通いたい場合は、別途継続通園の手続きが必要になります。また、園によって継続通園できる期間に制限があります。詳しくは P.25「区外へ転出する場合」をご確認ください。

渋谷区から転出予定がなく、渋谷区から区外の保育園へ通いたい人

- ・事前に希望する保育園を管轄する区市町村の保育課や入園案内で、「申込み方法、申込み要件、申込み締切日、必要書類、空き状況等」を確認してください。書類の書き方や選考方法についても、**希望する自治体の保育担当窓口にご確認ください**。
- ・**希望する自治体の指定する書類一式を揃えて、渋谷区保育課窓口で申込み**をしてください。郵送やオンライン申請では申込み受け付けできません。
- ・結果は、申込んだ自治体の結果公表日後に、渋谷区から郵送にてお知らせします。
- ・延長保育を利用できるかは、希望する保育園を管轄する自治体にお問い合わせください。

転園を希望している人へ（渋谷区認可園から渋谷区認可園への転園）

- ・**申込み方法、申込み締切日、結果公表日、申込みの有効期限は、新規入園申込みの人と同様です。**
- ・申込みの必要書類（P.8～P.9「申込みに必要な書類」をご確認ください。）
 - ① 転園申込書
 - ② 家庭状況票
 - ③ 児童状況票
 - ④ 重要事項確認書
 - ⑤ 上記以外の P.8～P.9「申込みに必要な書類」の(3)、(4)の該当する書類（就労証明書等）

オンライン申請の場合は、オンライン上で必要事項を入力するため、提出不要です。

※過去に保育課あてに就労証明書等を提出した人も、新規入園申込みの場合と同様の書類が再度必要です。
- ・利用調整時、新規入園希望の人と転園希望の人が同じ指数で並んだ場合は、原則として新規入園希望の人が優先されます。転園申込みの場合、育児休業からの復職加算、受託による加算は付きません。
- ・育児休業中は転園の申込みはできません（転園月の翌月 1 日までに復職する場合を除く）。転居により転園が必要な場合は、保育課入園相談係までご相談ください。
- ・転園の内定が出た場合は、転園先の枠が確保され、元の保育園の枠には別の子が内定するため、**転園内定後に辞退することはできません**。転園の必要がなくなった場合は、必ず申込み取下げの届出をしてください。転園内定お知らせ後、子が転園を嫌がる場合があります。物心がついた子は、意思をよくご確認ください。
- ・転園申込み中の人がある園に在園している保育園等を退園した場合は、転園申込みは取下げとなります。
- ・他自治体の認可保育園から渋谷区内の保育園へ転園する場合も、上記と同じ取扱いとなります。
- ・転園の場合も、入園後しばらくの間は、保育時間を短縮して「ならし保育」を行います。
- ・内定とならなかった場合は、引き続き元の園に通いながら内定が出るのを待ちます。

申込み後の変更について

追加書類の提出、希望園変更、状況変更など

- ・申込み後に、就労状況やご家庭の状況、希望園や申込み内容（きょうだい条件や入園希望月など）を変更する場合は、「保育の変更届」に変更事項を記入し、入園相談係あてに提出してください。
- ・変更届は、オンライン・郵送・窓口で提出できます。
- ・変更内容に応じて、必要な書類も併せてご提出ください。必要書類は区ホームページをご確認ください。

書式「保育の変更届」ダウンロード	提出が必要な書類の確認	オンライン提出 (書類のアップロード)
		

- ・追加書類提出締切日までに保育課入園相談係に到着したものを、利用調整に反映します。

入園希望日	追加書類提出締切日（必着）
令和 9 年 4 月 一次募集	令和 8 年 12 月 4 日（金）
令和 9 年 4 月 二次募集 令和 9 年 5 月以降の例月入園	P.7「窓口申込み締切日」と同じ

- ・追加書類提出締切日後に就労先や就労内定先の変更等があった場合は、内定取消しになる場合があります。

申込みの取下げについて

- ・保育園の利用や転園の必要がなくなった場合は、すみやかに保育課入園相談係あてに「保育園申込み取下げ届」を提出してください。（窓口提出、郵送提出）。また、**オンライン申請も可能です**。（下記二次元コード参照）
- ・申込書に記載の入園希望月の窓口締切日（P.7 参照）を過ぎた場合、取下げ届は受け付けできません。

内定辞退について

- ・内定辞退はほかの人の入園機会を奪うことにつながります。希望園は慎重に決めてください。
- ・内定した保育園を辞退した場合は、**次回の利用調整会議でのみ区民の最下位の扱い**となります。
- ・内定を辞退した場合は「利用調整結果通知書（待機）」は送付されません。
- ・4 月（一次）で内定辞退をした人で、4 月（二次）で再度申込みをして待機になった場合は、4 月（二次）で発行する「利用調整結果通知書（待機）」には、**一次を内定辞退した旨を記載**します。
- ・辞退する場合は、内定した園に辞退する旨を連絡した上で、「内定辞退届」を入園相談係あてに提出してください（窓口提出、郵送提出）。「内定辞退届」はオンライン申請も可能です。（下記二次元コード参照）
- ・一度提出された保育所等申込取下げ・内定辞退届を取り消すことはできません。

入所申込み取下げ・内定辞退の届出はこちらから行えます。

書式「申込み取下げ／内定辞退届」 ダウンロード	「保育園申込み取下げ／内定辞退届」 オンライン申請
	

待機になった人へ

入園できなかった（待機になった）人へ

● 申込の継続について

- ・一度申込みをすると、取下げの手続きをしない限り申込みは自動的に継続されます。
- ・年度内は毎月の利用調整（入園選考）の対象となり、希望園に欠員が生じた場合は利用調整を行います。
- ・有効期間内であれば、毎月改めて申込みをする必要はありません。
- ・申込みの有効期限は令和 10 年 1 月入園分までです。ただし、出産、求職活動等を理由として申込みをしている場合は、認定期間内に限り有効です。
- ・申込み内容を変更したい際は、P.16 をご確認ください。

● 利用調整結果（待機通知）について

- ・利用調整の結果、入園できなかった場合は、利用を希望した最初の月のみ「利用調整結果通知書（待機）」を送付します。再発行はできませんのでご注意ください。それ以降、入園が内定しない限り通知は送付しません。
- ・入園の内定を辞退した場合は、「利用調整結果通知書（待機）」は送付されません。

● 入所していないことの証明が必要な場合

- ・育児休業給付金の延長手続等で、利用を希望した月以降も認可保育園に入所していないことの証明が必要な場合は、「認可保育園の利用調整結果照会依頼書」を申請してください。

● 翌年度の申込みについて

- ・現在の申込みは **令和 10 年 1 月入園分まで有効**です。
（令和 10 年 2 月及び 3 月の入園募集はありません）
- ・令和 10 年 4 月以降の入園分は、別途申込みが必要です。

認可保育園の利用調整結果
照会依頼書はこちらから
（スマート申請に移行します）



利用調整について

利用調整基準表 令和8年10月1日現在

【注意事項】

- ①指数は提出された書類を基に、利用調整会議で決定します。事前に個別の指数をお伝えすることはできません。
- ②利用調整基準表の見方については、P.20 もご参照ください。

基本指数に調整指数を加算又は減算し、指数が高い人から入園できるよう調整します。指数が同じ場合は、「同一指数となった場合の優先順位」により判断します。なお、原則として渋谷区民（転入予定を含む。）を優先します。

基本指数

	類 型		保護者の状況		基本 指数	保育必要 量区分		
			細 目					
1	就 労	週 5 日以上就労し、1 日 8 時間以上の就労を常態（おおむね月 2 0 日以上）			20	標準		
		週 5 日以上就労し、1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態（同上）			18	標準		
		週 5 日以上就労し、1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態（同上）			16	短		
		週 5 日以上就労し、1 日 4 時間未満かつ月 4 8 時間以上の就労を常態（同上）			10	短		
		週 4 日以上就労し、1 日 8 時間以上の就労を常態（おおむね月 1 6 日以上）			16	標準		
		週 4 日以上就労し、1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態（同上）			14	※		
		週 4 日以上就労し、1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態（同上）			12	短		
		週 4 日以上就労し、1 日 4 時間未満かつ月 4 8 時間以上の就労を常態（同上）			8	短		
		週 3 日以上就労し、1 日 8 時間以上の就労を常態（おおむね月 1 2 日以上）			12	標準		
		週 3 日以上就労し、1 日 6 時間以上 8 時間未満の就労を常態（同上）			10	短		
		週 3 日以上就労し、1 日 4 時間以上 6 時間未満の就労を常態（同上）			8	短		
		上記以外の就労で月 4 8 時間以上の就労を常態			6	※		
		2	出 産	保育実施期間は、出産予定月を中心に前後 2 か月（計 5 か月以内）			8	標準
妊娠初期及び中期（おおむね 2 7 週までの間）に長期間にわたって安静が必要な場合				14	標準			
疾 病	入 院		申込時点でおおむね 1 か月以上の入院をしている、または入院を決定した者のうち入園時にもその状態の継続が見込める場合			20	標準	
			常時病臥・感染性			20	標準	
	居宅内		常時安静（寝たきりではないが、安静が必要で保育困難）			14	標準	
			一般療養（通院加療を要する状態）			8	標準	
			精神性	症状が重度（精神障害者保健福祉手帳 1 級～ 3 級）のため保育が困難な場合			20	標準
				症状が軽度（上記以外の場合）のため保育困難な場合			14	標準
				上記以外の場合で通院加療を要する状態			8	標準
障がい	身体障害者手帳 1 級・ 2 級、愛の手帳 1 度～ 3 度、精神障害者保健福祉手帳 3 級以上			20	標準			
	身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度			12	標準			
	身体障害者手帳 4 級			4	標準			
3	同居親族の 介護・看護	入院・施設等 付添介護・ 看護	常時病院・施設等で付添介護・看護を必要とする場合			20	標準	
			常時ではないが病院・施設等で付添介護・看護を必要とする場合			12	※	
		その他の 介護・看護	日常生活に全面的（食事・排泄・入浴等）介護・看護を必要とする場合			16	※	
			日常生活において、身の回りの事はある程度できるが、しばしば介護・看護を必要とする場合			10	※	
			上記以外の場合（おおむね週 3 日 1 日 4 時間以上の介護・看護を必要とする場合）			6	※	
4	災 害		災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たることができない場合			20	標準	
5	その他	求 職	就労内定	就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指数が 2 0 となる場合			12	短
				就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指数が 1 6 ～ 1 8 となる場合			10	短
				就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指数が 1 0 ～ 1 4 となる場合			8	短
				就労日数、時間を就労の細目に当てはめた時の指数が 6 ～ 8 となる場合			4	短
			求 職	求職のため、日中外出を常態（保育の実施期間は 3 か月）			2	短
		就学等	①学校教育法に定める学校、専修学校 ②国・都道府県が設置する職業訓練施設またはこれに準ずる技能施設 ③就労又は事業に必要な資格取得のための専門学校または養成施設で就学している場合			(注 2)	※	
			日本語習得のため日本語学校に就学している場合				※	
			不存在等	死亡・離婚・行方不明・拘禁等			20	標準
			虐待等	虐待や DV のおそれがある場合など、社会的養護を必要とすると認められる場合			20	標準

注1 父母それぞれの指数を算出して合算し、世帯の指数を決定する。

注2 番号5「就学等」の基本指数は、番号1「就労」の細目及び指数と同様とする。

注3 番号5「就学等」は、不就労であるが、就学・技能取得のため現に保育に当たれない場合で、保育園開園時間中に月48時間以上の就学を要するもの。

注4 保護者が就労している場合であっても、出産予定月の前2か月から後2か月までの5か月間の申込みで、産後休暇後、復職せず育児休業を取得する場合は、出産要件としての申込みとなる。

注5 申込要件（「類型」）に複数該当する場合は、主たる要件の基本指数を適用する。

注6 保育必要量区分の※は、保育が必要な時間がおおむね月120時間以上の場合は標準、1か月48時間～おおむね120時間未満の場合は短とする。

利用調整について

調整指数

◎ 加算となる要件に該当する場合、その事実を確認できる書類の提出が必要です。

番号	条 件		指数
1	父母共に、身体障害者手帳 1 級・2 級、愛の手帳 1 度～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級が交付されている場合（注 1）		6
2	父又は母が、身体障害者手帳 1 級・2 級、愛の手帳 1 度～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級が交付されている場合（注 1）		4
3	父母共に、不存在（申込時から入園後もその状態が継続するような長期入院を含む。）の場合		6
4	父又は母が、不存在（申込時から入園後もその状態が継続するような長期入院を含む。）の場合	同居者無し	4
5	父又は母が、不存在（申込時から入園後もその状態が継続するような長期入院を含む。）の場合	同居者有り	3
6	生活保護世帯		6
7	父母共に、求職中の場合		4
8	利用申込み中の児童を認可外保育施設等（一時保育、認可保育所、保護者の親族又は知人に預ける場合を除く。）に有償で預けている場合で、下記の条件を満たすもの（注 2） ①月又は週当たりの保育の合計時間が保護者のいずれかの就労時間（通勤時間を含む。）の合計時間以上である場合 ②窓口申込み締切日時で 30 日以上の利用がある場合 ③保護者のいずれも、育児休業中ではなく、就労内定ではない場合		2
9	兄弟姉妹が既に在園している園（認定こども園、幼保一元化施設の短・中時間利用者を除く。）を利用申込みする場合（注 3）		2
10	兄弟姉妹が同じ園を同時に申込み場合（注 3）		2
11	同一世帯の同居者に、常時日常生活の全てにわたり介護（要介護 4 以上程度）が必要な者または同居の児童が障がい有するために通所通院をしており、保護者の就労が制限されている場合（基本指数が 2 0 の場合を除く。）（注 1）		2
12	双生児以上の申込みの場合		1
13	利用希望日において、就労実績が 6 か月以上ある場合（注 4）		1 1
14	保護者のいずれかが、出産・育児のための休業・休学から復職前提の場合。ただし、休業・休学前の就労・就学実態がない場合は除く。（注 2）		2
15	児童福祉法の観点から、特に配慮が必要と判断される場合及び里親家庭の場合		3
16	父母共に、特定医療費（指定難病）受給者証又は東京都難病医療費等助成の医療券（公費負担者番号が 51、54、83 で始まるものに限る。）が交付されている場合（注 1）		3
17	父又は母に、特定医療費（指定難病）受給者証又は東京都難病医療費等助成の医療券（公費負担者番号が 51、54、83 で始まるものに限る。）が交付されている場合（注 1）		2
18	同居の祖父母が、補完的な保育にあたれる場合		-2
19	同一世帯内に保育園利用申込みをしていない兄弟姉妹がいる場合		-2
20	保護者のいずれかが、就労実績及び収入実績に整合性がないと判断される場合		-6
21	過去 3 か月以上の保育料（区立保育室の保育料を含む。）の滞納（卒園児を含む。）がある場合		-6
22	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合（注 5）		-40
23	廃止される認可保育所等に在園している児童が、当該廃止に伴い廃止直後の入園月の転園申込みを行う場合（入園月が 4 月であるときは 4 月の二次申込みを含む。ただし、4 月一次において内定辞退した場合を除く。）		40

注 1 番号 1、2、11、16、17 は、就労者の場合にのみ加算する。

注 2 番号 8 と番号 14 は重複して加算しない。重複する場合は番号 14 を加算する。

注 3 番号 9 と番号 10 は重複して加算しない。

注 4 番号 13 は保護者ごとに加算する。

注 5 番号 22、23 を適用する場合、他の調整指数は適用しない。

同一指数となった場合の優先順位

※①渋谷区民新規（注 1）②渋谷区民転園 ③転入予定の順に優先し、①～③が同じ場合は以下の順位を基本に保育の必要度を総合的に判断します。

順位	条 件
1	生活保護世帯
2	ひとり親世帯
3	基本指数が高い世帯
4	兄弟姉妹在園児と同じ保育園を希望している場合（調整指数の番号 9 が適用される場合に限る。）
5	既に復職して、利用申込み中の児童を有償で預けている場合（調整指数の番号 8 が適用される場合に限る。）（注 2）
6	保護者のいずれかが、就労時間に比して著しく収入が低い等の状況がない世帯（最低賃金を基準とする。）（注 3）
7	保護者の状況（保育を必要とする主たる要件） ①災害 ②疾病・障害 ③保育士等として就労する（注 4）④③以外の就労 ⑤出産・介護 ⑥就労内定・就学・求職中
8	祖父母の状況 ①別居又は同居だが保育にあたれない場合（祖父母が求職中又は就労内定の場合を除く。）②同居（同一敷地内居住を含む。）
9	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
10	前年度の渋谷区での住民税額を基準として保育料の階層を決定した場合、A～D5 階層にあたる世帯（未申告の者がいる世帯を除く。）
11	入園希望日において、渋谷区での引き続き住民登録期間の長い世帯を優先する。ただし、過去 5 年間に転出入があった場合は、過去 5 年間の住民登録期間を合算した期間を対象とする（保護者のうち期間が長い者を基準とし、長い者の期間が同一の場合は短い期間の者を基準とする）。

注 1 転園申込みのうち、0 歳児園から 1 歳児園への転園（1 歳児クラスのみ対象）または兄弟姉妹が通っている保育園への転園申込みについては、「①渋谷区民新規」として取扱う。

注 2 番号 5 に該当する児童のうち、年齢上限がある保育施設を卒園予定の児童（2 歳児クラスまでの保育施設に在籍している 2 歳児など）等については、その他の児童に優先する。

注 3 番号 6 は就労日数、就労時間に対する賃金の支給状況（最低賃金を基準とする。）等から判断する。

注 4 保護者のいずれかが、保育士、幼稚園教諭として認可保育園、認定こども園、認証保育所、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業所、および待機児対策として自治体が設置した認可外保育施設に就労（内定を含む。）している場合。保育士証または幼稚園教諭免許状の写し、申立書の提出が必要とする。

利用調整について

【注意事項】

指数は提出された書類を基に、利用調整会議で決定します。
事前に個別の指数をお伝えすることはできません。

利用調整基準表について

● 利用調整指数の具体的な付け方

例 1	対象者	状況	指数	備考
基本指数	父	週 5 日、1 日 8 時間（9:00～17:00）就労	20 点	
	母	週 5 日、1 日 6 時間（10:00～16:00）就労	18 点	
調整指数	父	就労実績が 6 か月以上	1 点	指数番号 13
	母	就労実績が 6 か月以上	1 点	指数番号 13
	世帯	申込み児を認可外保育施設に有償で預けている	2 点	指数番号 8
合計			42 点	

例 2	対象者	状況	指数	備考
基本指数	父	週 5 日、1 日 10 時間（8:00～18:00）就労	20 点	
	母	週 6 日、1 日 8 時間（9:00～17:00）就労	20 点	
調整指数	父	就労実績が 6 か月以上	1 点	指数番号 13
	母	就労実績が 6 か月以上	1 点	指数番号 13
		母が出産・育児のための休業から復職前提	2 点	指数番号 14
	世帯	きょうだいがすでに在園している園を申込み	2 点	指数番号 9
合計			46 点	

● 申込み時・復職時に、育児のための短時間勤務制度を利用するときの調整指数の付け方。また、復職時に育児のための短時間を取得する場合

以下の例 1 または例 2 のいずれかの就労形態であれば、指数が下がらずに正規の勤務時間で指数をつけます。（復職時に下記表の内容を下回る時間で復職した場合は内定取消しになります。）

例 1	1 日 2 時間までの時短取得をする場合	
	勤務種別	勤務時間
	正規の勤務時間	週 5 日・ 8 時間勤務（9：00～17：00）
	育児短時間を取得した勤務時間	週 5 日・ 6 時間勤務（9：00～15：00）
結論	正規の勤務時間の指数がつきます。上記の育児時間で復職をしても内定取消しになりません。	

例 2	週 1 日までの日短取得（勤務時間は復職前と変わらない）	
	勤務種別	勤務時間
	正規の勤務時間	週 5 日・ 8 時間勤務（9：00～17：00）
	育児短時間を取得した勤務時間	週 4 日・ 8 時間勤務（9：00～17：00）
結論	正規の勤務時間の指数がつきます。上記の育児時間で復職をしても内定取消しになりません。	

利用調整について

● 出産予定月の前後2か月に、きょうだいの入園を希望する場合

週5日・1日8時間勤務を例にした場合、指数は以下のとおりとなります。

① 産後休暇後、直ちに復職する場合

就労要件での申込みになり、P.18の就労日数、時間に応じた基本指数となります。

② 産後休暇後、復職せずに第2子の育児休業を取得する場合

出産要件での申込みになり、母の基本指数は8点となります。

● 住民登録期間の考え方（同一指数となった場合の優先順位 11）

例1：【基準日から遡って過去5年以内に渋谷区からの転出入があった場合】

過去5年以内の渋谷区での住民登録期間（下記の図の○の期間）を合算した期間の長い世帯から優先されます。

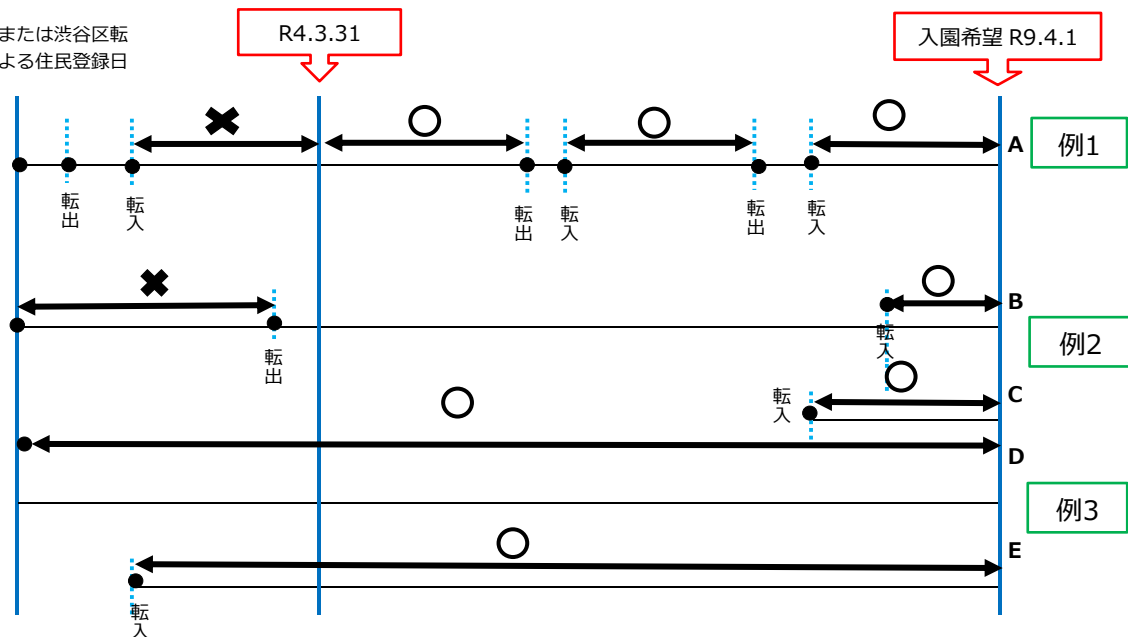
例2：【基準日から遡って過去5年以上前に渋谷区での住民登録期間があった場合】

過去5年以上前の渋谷区での住民登録期間（下記の図の×の期間）は対象にならないので、Bよりも○の期間が長いCの方が優先されます。

例3：【基準日から遡って過去5年間の全期間渋谷区で住民登録されていた場合】

過去5年間の全期間住民登録されていた場合は、引き続き住民登録期間の長い世帯から優先されます。下記の図の場合、Eよりも○の期間が長いDの方が優先されます。

出生日または渋谷区転入日による住民登録日



保育時間／保育を利用できる期間

保育時間・開園時間

令和8年10月1日現在

保育時間は、各保育園の開園時間内で、家庭の状況等を考慮しながら、保護者と相談の上で**園が決定します**。支給認定証の保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の範囲内で**必要最低限の時間**となります。園と決定した登園日であっても、保護者のいずれかの仕事がお休みの場合は、ご家庭での保育または9：00～17：00内でのお預かりとなります。また、入園後しばらくの間は、お子さんが集団生活になれるために、保育時間を短縮して「ならし保育」を行います。土曜保育の利用は、原則就労要件のみです。日曜日・祝日は休園日です。

私立園の延長保育の利用方法・料金・時間等については、各園にお問い合わせください。

※延長保育時間は保育標準時間の場合

施設名		開園時間	延長保育時間
区立保育園・区立幼保一元化施設		7：30～18：30	18：30～19：30
私立	保育園うさぎとかめ 保育園うさぎとかめ Hills	7：00～18：00	18：00～19：00
	広尾上宮保育園 聖ヨゼフ保育園	7：15～18：15	18：15～19：15
	さくら上宮保育園 まなびの森 渋谷もりのご保育園神南 西原保育園ゆめ AIAI NURSERY 初台本町 ささはた保育園 西原ほえみ保育園 プラスキッズ保育園・代々木上原（小規模保育施設） シエル小規模保育園・恵比寿（小規模保育施設） ぬくもりのおうち保育 神宮園（小規模保育施設）	7：30～18：30	18：30～19：30
	鳩の森保育園 キッズハーモニー・NEWoMan キッズハーモニー・よよぎの杜 ほっぺるランド渋谷 さくらさくみらい 西原 まなびの森保育園幡ヶ谷 グローバルキッズ幡ヶ谷園 太陽の子代々木西参道保育園 さくらさくみらい 笹塚 ゆめの樹保育園はつだい さくらさくみらい 上原 グローバルキッズ代々木上原園 グローバルキッズ代々木八幡園 美希保育園北参道 千駄ヶ谷りとるばんぶきんず さくらさくみらい 初台 広尾ちとせ保育園 ポピンズナーサリースクール恵比寿南 ポピンズナーサリースクール代々木上原 ベネッセ幡ヶ谷保育園 未来のカプセル原宿保育園 アソシエ神宮北参道保育園 ベネッセ美竹の丘保育園	7：30～18：30	18：30～20：30
	渋谷東ちとせ保育園 富ヶ谷ちとせ保育園 参宮橋ちとせ保育園 みんなのみらいをつくる保育園初台 はるの小川ちとせ保育園 ChaCha Children Daikanyama	7：15～18：15	18：15～20：15
	西原りとるばんぶきんず 代々木至誠こども園 薫る風・上原こども園 神宮前あおぞらこども園 本町きらきらこども園 恵比寿のびのびこども園 本町そよかぜこども園 まちのこども園代々木上原 まちのこども園代々木公園 渋谷東しげんの国こども園 原宿こども園	7：30～18：30	18：30～20：30
	渋谷本町こども園	7：30～18：30	18：30～19：30
認定こども園			

※1 聖ヨゼフ保育園西原は、令和9年3月31日に閉園予定です。

※2 元代々木保育園は、令和11年度以降、移転をしたうえで現地での建替工事を予定しています。（詳細は未定です。決まり次第、周知いたします。）

※3 富ヶ谷保育園は、移転をしたうえで現地での建替工事を予定しています。（詳細は未定です。決まり次第、周知いたします。）

保育時間／保育を利用できる期間

保育園に通園できる期間（保育実施期間）

保育園に通園できる期間は、以下のとおりです。

入園後は毎年度保育を必要とする事由の確認を行います。P.33「継続通園の手続き」を参照してください。

保育を必要とする事由	保育実施期間
就労（★１）	在園要件を満たせば最長で小学校就学前まで
求職・就労内定（★２）	３か月間（入園した日の２か月後までに就労証明書等を提出することで期間の延長を行います。）
出産	原則最長５か月間の希望する月（出産予定月をはさんで、前後２か月） 例えば出産予定日が７月２５日の人は５月～９月の間の希望する月
介護・疾病等	介護・療養等を要しなくなるまで
就学	就学期間中

（★１）出産予定月の前後２か月に、きょうだいの入園を希望する場合

保護者が就労しており、きょうだいの入園希望月が下の子の出産予定月をはさんだ前後２か月（計５か月間）にあたる場合は、産後の予定によって申込みの取扱いが異なります。

【産後休暇後に育児休業を取得する場合】

- ・「出産」要件（8pt）での申込みとなります。当初の保育実施期間は５か月ですが、入園決定後延長します。
- ・入園後、生まれたお子さんが満２歳を迎える年度の末日までに復職しなかった場合は退園となります。

【産後休暇後に復職する場合】

- ・「就労」要件での申込みとなります。
- ・入園後、産後休暇終了後に復職できなかった場合は退園となります。

※復職に関する条件や必要な手続きについては、「復職に関する申立書」をご確認ください。

（★２）保護者が求職中・就労内定を理由に保育園に内定した場合

- ・入園後、２か月を経過した日までに就労を開始できない場合、３か月を経過する日の月末で退園となります。
保育の必要量は保育短時間です。
- ・就労を開始したら、「就労証明書」を（求職の場合は「保育の変更届」「家庭状況票」も）保育課入園相談係あてにすみやかに提出してください。
- ・提出された書類の内容を確認し、要件を満たせば就労要件に切替え、保育実施期間を延長します。就労を開始していても入園日の２か月を経過した日までに「就労証明書」等の提出がなく状況を確認できない場合は、３か月で退園となります。
- ・２か月後までに就労が決まらず、その後も保育が必要な場合は、改めて利用申込みが必要です。
これまでの求職活動状況の報告も合わせて締切日までにお申込みください。利用調整の結果によっては入園できないことがあります。また、求職中・就労内定を理由としての再度の申込みは年度内１回限りです。
- ・就労内定先とは別の会社に勤務する、または勤務状況が変わる場合は内定取消しとなります。

例：４月に求職中で入園した場合、６月１日までに就労を開始し、就労証明書をすみやかに提出してください。
未提出の場合は６月末日で退園となります。７月以降も利用を希望する場合は、７月１日入園申込み（６月２日窓口締切）が必要となります。（再度入園できるとは限りません。）

保育時間／保育を利用できる期間

上の子の在園中に下の子の育児休業を取得する場合

・育児休業は、育児を行うための休業です。ご家庭で保育が可能となるため、育児休業中の認可保育園の利用は原則として認められません。ただし、渋谷区では、お子さんの保育環境の継続に配慮し、次の①②に該当する場合に限り、特例として上のお子さんの在園継続を認めています。

① 下の子の出産前から、上の子が認可保育園に在園している場合

下の子の出産前から、上のお子さんが認可保育園に在園している場合は、特例の対象となります。この場合、生まれた子が満2歳を迎える年の年度末までは、上のお子さんは在籍園を継続利用できます。

② 下の子の出産予定月の前後2か月を入園希望月として、出産要件で上の子の入園申込みを行い入園した場合

下の子の出産予定月の前後2か月を入園希望月とし、「出産後は育児休業を取得する予定」であることを申し立て上のお子さんの入園申込みを行い、出産の指数（8pt）で内定が出た場合も、特例の対象となります。この場合も、生まれた子が満2歳を迎える年の年度末までは、上のお子さんは在籍園を継続利用できます。

※生まれてくる子の出産予定月の2か月後までに入園内定が出ない場合は、申請が取り下げとなります。また、出産予定月の前後2か月を過ぎて申込みを行った場合は、この特例の対象にはなりません。

③ 下の子の出産予定月の前後2か月に、「産後休暇後に直ちに復職すること」を条件として入園した場合

この特例の対象にはなりません。そのため、産後休暇後に復職せず、そのまま育児休業を取得した場合は、上のお子さんは退園となります。（就労の指数で内定が出ているため。）

※育児休業期間中は短時間認定、産前産後休暇・育児休業中の保育時間は原則9時～17時内でのお預かりとなりますのでご協力をお願いします。また、育児休業中の延長保育・土曜保育はお断りさせていただきます。

（例）第2子が令和9年7月10日生まれの場合（父母の就労状況・住所などに変更がない場合）

		R9. 4/1	5/1	6/1	7/1	7/10	8/1	9/1	9/30	R10. 7/9	R11. 1/9	7/9	R12. 3/31
第二子の状況			産前 2 カ月					第 2 子 出 産 日		産 後 2 カ月		満 1 歳 満 1 歳 半 満 2 歳 → 年 度 末	
第一子の入園月 (パターン①〜③)	①在園中	認可園に既に在園中								育休特例で在園可能 (R12.3.31 まで)			
	②R9. 7 月に出産後 育休で入園内定	7 月から <u>出産指数</u> で在園								育休特例で在園可能 (R12.3.31 まで)			
	③R9. 7 月に産休後 復職で入園内定	7 月から <u>就労指数</u> で在園								「育休取得せず復職」の条件で在園のため、10 月 1 日以降育休取得不可			

退園となる場合

・在園中に以下のいずれかに該当した場合は退園となります。退園月の月末までに「退園届・転出後通園願」を入園相談係または園へ提出してください（オンライン・窓口・郵送で提出可能です）。届出がない場合、翌月分の延長保育料が発生したり、他の保育料軽減制度を利用できなくなったりすることがあります。

・退園届はいかなる理由があっても取下げができませんので、注意してください。

- ① 保育を必要とする事由（就労、妊娠、疾病、介護など）が消滅した場合
- ② 正当な理由なく3か月以上連続して利用がない場合、または利用開始月に一度も利用がない場合
- ③ 他の保育サービス等（認可外保育施設、インターナショナルスクール、ベビーシッター等）を継続的に利用し、認可保育園が主たる保育の場でなくなった場合
- ④ 習い事等を理由として認可保育園の利用が著しく少ない場合
- ⑤ 渋谷区外に転出し、転出後も同じ保育園を継続して利用しない場合（継続して通園を希望する場合、在籍園や区内在勤の有無で在園可能期間が異なります。）

保育時間／保育を利用できる期間

幼稚園等在園児の夏休み利用に関する特例

- ・幼稚園やインターナショナルスクール・企業主導型保育事業所等と認可保育園等の二重在籍はできません。しかし、幼稚園等の夏休み期間に限り、認可保育園の利用申込みが可能です。
※お申込みには保育が必要となる要件（就労・就学等）が必要となります。**求職の要件ではお申込みはできません。**
 - ・申込みにあたっては、通常の申込書類に加えて、
①夏休み利用に関するチェックシート②夏休みの期間がわかるもの（行事予定表等）を提出してください。
 - ・利用は1か月単位です。1か月のみの利用でも慣らし保育があるのでご協力ください。
 - ・認可保育園利用月は、**幼稚園等利用に伴う幼児教育・保育無償化の助成は受けられません。**日割り対応もできません。
 - ・夏休み以外の長期休業期間（冬休み・春休み・秋休みなど）には対応していません。
 - ・夏休み中の行事に参加できない等の事態もあり得ますので、申込みにあたってはよくご検討ください。
 - ・利用希望月の月末で自動的に保育園は退園となります。
 - ・子ども子育て支援新制度に移行した私立幼稚園（新制度移行園）在園中の保育園利用は認められません。
保育園申請と同時に、現在通園中の園を退園する必要があります。
- 【区内の新制度移行園】シオン幼稚園、福田幼稚園、城西幼稚園、原宿幼稚園、渋谷同胞幼稚園、笹塚幼稚園
- ※区外の園に在籍の場合は、在籍園にお問い合わせください。
- ・区立幼稚園と認可保育園の二重在籍はできません。**保育園申請と同時に、現在通園中の園を退園する必要があります。**

区外へ転出する場合

渋谷区から他の区市町村に転出した場合は、原則支給認定が取り消しとなり、退園となりますので、「退園届・転出後通園願」を提出してください。**退園届は、オンライン・窓口・郵送で提出できます。**

転出後も引き続き同じ園を利用したい場合は、在籍園の種別や保護者の渋谷区内での在勤有無により在籍できる期間が異なります。下記を確認のうえ、必要な手続きについて事前に保育課入園相談係にご相談ください。

	区立園	私立園	小規模保育事業	認定こども園	区立幼保一元化施設	区立保育室	居宅訪問型
在勤あり	就学まで	就学まで	就学（連携園を含む）まで ※1	転出日の属する月の月末まで ※2	転出日の属する月の月末まで ※3		転出日の属する月の月末まで
在勤なし	転出日の属する年度末まで						

※1 小規模保育事業のぬくもりのおうち保育 神宮園に在籍されている場合、転出後連携園として渋谷保育園を利用することはできません。

※2 認定こども園の在園期間は、転出先自治体・園との運営費等の調整により、最長年度末までとなる場合があります。

※3 区立幼保一元化施設の在園期間は、転出先自治体の保育施設に空きがない等の理由により、最長年度末までとなる場合があります。

退園届のオンライン申請はこちらから



入園後の状況変更について

転職や退職、妊娠・出産、婚姻・離婚等状況変更があった場合

保育園は、家庭で保育を受けられない子をお預かりする施設です。入園した後も、家庭で保育を受けられない状況が続いていることが、保育園に在籍するための要件となります。
入園後に就労状況の把握のため、勤務先などに問合せをする場合があります。

▼区ホームページ▼



入園後、状況変更があった場合の提出書類

提出方法		在籍園に確認いただいたうえ、保育課入園相談係までご提出ください。（窓口・郵送）
家庭状況の変更		必要書類
就労状況の変更	転職	1. 保育の変更届 2. 家庭状況票 3. 就労証明書（証明日が勤務開始日以降のもの） 4. 退職日が分かる書類（離職票・健康保険資格喪失証明・源泉徴収票等のうち、いずれか1点の写し） ※自営業等の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・開業届・営業許可証のうち、いずれか1点の写しの提出が必要です。また、後日3カ月分の収入証明の写しを提出してください。 ※業務委託の場合は上記書類に加えて業務委託契約書の写しを提出してください。
	退職	1. 保育の変更届 2. 求職活動に関する申立書 3. 退職日が分かる書類（離職票・健康保険資格喪失証明・源泉徴収票等のうち、いずれか1点の写し） ※退職後に求職活動をせず、保育利用要件が消失した場合は退園となります。 ※求職活動中は短時間認定となります。また、退職日から2か月以内に就労を開始し、届出をしないと、退職日から3か月を経過する日の月末で退園となります。
就学		1. 保育の変更届 2. 家庭状況票 3. 在学証明書の写し 4. 授業のカリキュラム等の写し（授業時間数や時間割の書かれているもの）
妊娠		1. 保育の変更届（変更届出産欄の①を記入） 2. 母子健康手帳（表紙・分娩予定日のページ）の写し
出産・育児休業の取得		保育の変更届（変更届出産欄の②を記入） ※詳細はP.24「上の子の在園中に下の子の育児休業を取得する場合」をご確認ください。
世帯状況の変更	婚姻	1. 保育の変更届 2. 家庭状況票 3. 配偶者の保育要件が確認できる書類（就労証明書等）
	離婚	1. 保育の変更届 2. 離婚したことが分かる書類（戸籍全部事項証明書の写し・離婚届受理証明書の写し等）
区内転居		保育の変更届
区外転出		退園届・転出後通園願 ※詳細はP.25でご確認ください。オンライン申請可能です。

※保育の変更届、家庭状況票は変更箇所のみ記入しご提出ください。

This image shows a single page from a notebook. The page is white with horizontal ruling lines. It has a double-line border with rounded corners. At the bottom right of the page, the word "MEMO" is printed in a large, bold, black, sans-serif font. The page is otherwise blank, with no handwriting or other markings.



● 第 1 子保育料無償化と保育料について

令和 7 年 9 月より、東京都の第 1 子保育料無償化にあわせて、認可保育施設に通う区内在住のすべてのお子さんの保育料は無償化となります。そのため保育料の保護者負担はありません。

※延長保育料、教材費、行事費等は無償化の対象外です。

※区外在住で区内の認可保育所等に通うお子さんの保育料等については、お住まいの自治体によって異なります。

（特に、東京都外にお住まいの方はご注意ください）

※国の制度で 3 歳児クラス以降の保育料は無償化となっています。

● 保育料階層の算定に関するご案内

東京都の第一子無償化制度が開始され、渋谷区においても保育料の保護者負担は原則ございません。

ただし、延長保育料の算定などでは引き続き保育料階層の情報が必要となります。

そのため、他自治体からの転入や海外からの転入により、課税情報の確認ができない保護者の方には、引き続き以下の書類のご提出をお願いしております。

- 前住所地の課税（非課税）証明書
- 海外所得が確認できる書類（給与支払い証明書、年間収入申告書）

● 延長保育料の減額について（申請があった場合にのみ適用）

家庭状況の変更等により収入が減った場合、または同一世帯に重度の心身障がい者がいる場合などに、延長保育料について保育料減額制度が適用されることがあります。適用された場合原則として、申請月の翌月から一階層下の保育料が適用されます。詳しくは保育課保育管理係までお問い合わせください。

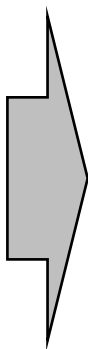
● 給食費について

国の制度では 3 歳児クラス～ 5 歳児クラスの給食費（主食費・副食費）を保護者負担とすることとなっていますが、渋谷区では給食費を公費負担としますので保護者のご負担はありません。

保育料

月額保育料【区立・私立保育園・区立幼保一元化施設（長時間）・認定こども園（長時間）・地域型保育】

令和8年10月1日現在

階層	保護者全員の区民税合計			0～2 歳児クラス				3～5 歳児 クラス	
				基本保育料		軽減後保育料	軽減率		
A	生活保護世帯、里親世帯等			0			0	100%	0
B	市区町村民税非課税世帯			0			0		0
C	市区町村民均等割のみの課税世帯			1,900			0		0
D1	市 区 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	市区町村民税 所得割額が5,000 円未満		3,300			0		0
D2		5,000円以上 20,000 "		4,100			0		0
D3		20,000 " 50,000 "		4,700			0		0
D4		50,000 " 80,000 "		7,700			0		0
D5		80,000 " 110,000 "		9,500			0		0
D6		110,000 " 140,000 "		10,700			0		0
D7		140,000 " 165,000 "		11,800			0		0
D8		165,000 " 190,000 "		12,700			0		0
D9		190,000 " 215,000 "		13,700			0		0
D10		215,000 " 240,000 "		14,600			0		0
D11		240,000 " 265,000 "		15,500			0		0
D12		265,000 " 290,000 "		16,200			0		0
D13		290,000 " 310,000 "		17,100			0		0
D14		310,000 " 330,000 "		24,900			0		0
D15		330,000 " 350,000 "		26,000			0		0
D16		350,000 " 360,000 "		26,900			0		0
D17		360,000 " 370,000 "		28,000			0		0
D18		370,000 " 420,000 "		43,400			0		0
D19		420,000 " 470,000 "		48,900			0		0
D20		470,000 " 520,000 "		53,700			0		0
D21		520,000 " 620,000 "		57,500			0		0
D22		620,000 " 840,000 "		61,500			0		0
D23		840,000 " 1,200,000 "		65,800			0		0
D24		1,200,000 "		70,400		0	0		

※ 実際にお支払いいただくのは「軽減後保育料」の金額です。すべての階層で保育料は無償化となります。

※ 保育料は、保育標準時間、保育短時間共通です。

延長保育

申込み方法

- ・満1歳以上の子を対象として、区内の全保育園で延長保育を実施しています。
- ・延長保育は、保護者の就労を理由として通常の保育時間を超えて保育が必要な場合に行います。

(延長保育の時間については、P.22「保育時間」参照)

※延長保育には定員があります。定員に空きがない場合や、お子さんの状況（離乳食が完了していない場合など）によっては利用できないことがあります。事前に各園に確認してください。

※延長保育が必要な場合、利用申込み（転園申込みを含む）とは別に、延長保育の申込みが必要です。

施設種別	月ぎめ延長保育 月単位で利用できる制度 ※1		スポット延長保育 1 か月に 1 0 日まで。 必要な日のみ利用できる制度		延長 保育料
	申込み	その他	申込み	その他	
区立保育園	① 延長保育申込書 ② 延長保育が必要であることを証明する書類（就労証明書等）※ 2 上記 2 点を下記申込み締切日までに園に提出ください。	月 11 日以上の利用見込みがある場合に申込みください。利用は区民のみです。※3 保育課入園相談係で利用調整します。	在籍園に直接お申込みください。	区外の子も利用できます。 1 日あたりの利用枠があります。	区が決定金額は P.31 参照
幼保一元化施設 (千駄谷なかよし園)					
幼保一元化施設 (山谷かきのみ園)	直接園に問合わせてください。 入園決定後に在籍園に直接お申込みください。				
私立保育園	園ごとに異なります。 直接園に問合わせてください。 入園決定後に在籍園に直接お申込みください。		園ごとに異なります。 直接園に問合わせてください。 入園決定後に在籍園に直接お申込みください。		
認定こども園					
小規模保育事業					

※1 月ぎめ延長保育利用開始後に就労状況の変更、出産等により延長保育が必要なくなった場合は、すみやかに辞退届を保育園に提出してください。

※2 すでに証明日が令和8年9月15日以降の証明書を提出しており、その内容が現状と変更なければ省略できます。

※3 区外に転出前から利用していた場合は、必要に応じて引き続き利用が可能です。

延長保育申込み締切日

開始月	締切日	開始月	締切日
4月	3月19日(金)	9月	8月23日(月)
5月	4月22日(木)	10月	9月22日(水)
6月	5月21日(金)	11月	10月22日(金)
7月	6月21日(月)	12月	11月19日(金)
8月	7月22日(木)	1月	12月17日(金)

区外の認可保育園で利用を希望する場合

延長保育を利用できるかは、在園している園を管轄する自治体にお問い合わせください。

延長保育

延長保育料 【区立保育園・区立幼保一元化施設（長時間）】

令和8年10月1日現在

階層	保護者全員の区民税合計				延長1時間（月額）			スポット （日額）
					0～2 歳児クラス	3 歳児クラス	4～5 歳児クラス	
A	生活保護世帯、里親世帯等				0	0	0	0
B	市区町村民税非課税世帯				0	0	0	0
C	市区町村民税均等割のみの課税世帯				600	600	600	200
D1	市 区 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	市区町村民税 所得割額が	5,000 円未満		600	600	600	200
D2		5,000 円以上	20,000 "		600	600	600	200
D3		20,000 "	50,000 "		600	600	600	200
D4		50,000 "	80,000 "		700	600	600	200
D5		80,000 "	110,000 "		900	600	600	200
D6		110,000 "	140,000 "		1,000	700	700	200
D7		140,000 "	165,000 "		1,100	700	700	200
D8		165,000 "	190,000 "		1,200	800	800	200
D9		190,000 "	215,000 "		1,300	900	900	200
D10		215,000 "	240,000 "		1,400	900	900	200
D11		240,000 "	265,000 "		1,500	1,000	900	200
D12		265,000 "	290,000 "		1,600	1,000	900	200
D13		290,000 "	310,000 "		1,700	1,100	900	200
D14		310,000 "	330,000 "		2,400	1,500	1,200	200
D15		330,000 "	350,000 "		2,600	1,500	1,200	200
D16		350,000 "	360,000 "		2,600	1,500	1,200	200
D17		360,000 "	370,000 "		2,800	1,500	1,200	200
D18		370,000 "	420,000 "		4,300	2,200	1,800	200
D19		420,000 "	470,000 "		4,800	2,200	1,800	200
D20		470,000 "	520,000 "		5,300	2,200	1,800	200
D21		520,000 "	620,000 "		5,700	2,200	1,800	200
D22		620,000 "	840,000 "		6,100	2,400	1,900	200
D23		840,000 "	1,200,000 "		6,500	2,400	1,900	200
D24		1,200,000 "			7,000	2,400	1,900	200

※ 延長保育料は、保育標準時間、保育短時間共通です。

※ 私立保育園・認定こども園の延長保育料は各園によって異なりますので直接お問い合わせください。

※ 延長保育料は口座振替によりお支払いいただけます。

延長保育

支払い方法

延長保育料は口座振替によりお支払いいただけます。

「口座振替依頼書」を使って金融機関の窓口でお手続きいただくほか、区ホームページから「Web 口座振替受付サービス」によりお手続きいただくことも可能です。Web での口座振替手続きの方法は、区ホームページをご覧ください（一部対応していない金融機関があります）。

「口座振替依頼書」は各保育園にも置いてありますので、各自金融機関にて手続きを行ってください。手続きが完了した人には「納入通知書（口座振替）」でお知らせいたします。口座振替が開始されるまでの保育料は、納付書により、金融機関（銀行・ゆうちょ銀行等）、出張所又は保育課窓口でお支払いください。

登録した口座には、毎月確実に保育料が引き落とせるように入金してください。正当な理由なく保育料を滞納した人は、法令に基づき滞納処分（給与等の差し押え）をします。お支払い忘れのないようご注意ください。

※ 納期限及び口座振替日は毎月月末（金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）となります。

※ 認定こども園、地域型保育事業施設の保育料のお支払いは、直接、施設宛にお願いします。

▼口座振替のお申込みはこちら▼



保育園に通うことになった人へ

入園後の情報配信について

しぶや保育メール

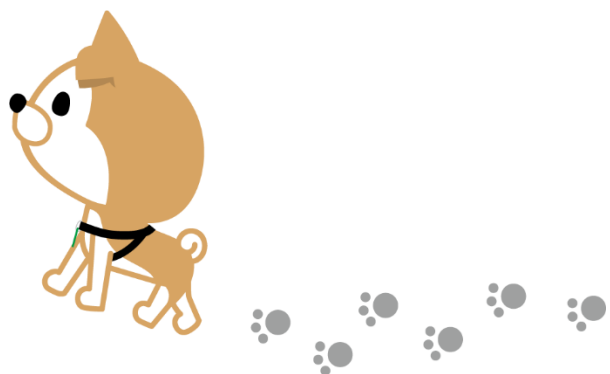
渋谷区では、大地震や台風などの災害に備え、子と保護者の安否確認や引き取りに関する連絡手段として、緊急メール配信システムを運用しています。区内の区立・私立保育園、区立幼保一元化施設、認定こども園、区立保育室、認証保育所に在園の子の保護者が対象です。震度5弱以上で安否確認や子の引き取りに関しての緊急メールを一斉配信します。

保育支援システム（区立保育園、区立幼保一元化施設、区立保育園一時保育

渋谷区の区立保育園、区立幼保一元化施設、区立保育園一時保育室では、保護者と保育園との連絡ツールとして、株式会社コドモンにてリリースしている「コドモン」を利用しています。主に、登降園時間管理機能・連絡帳配信機能・お知らせ配信機能を活用しています。

保育園へ継続して通園する意思確認の手続き

- ・毎年1月頃、次年度も保育園へ継続して通園する意思確認と保育の必要性（在園要件）を確認するための書類（保護者の就労証明書等）をオンラインで提出していただきます。
- ・期限までに必要な書類の提出がない場合は、継続して通園する意思がないものとし退園となりますのでご注意ください。



その他の渋谷区内の保育施設等

区立保育室

待機児童解消のため、区が設置し、民間事業者に運営を委託している認可外保育施設です。

実施施設・保育時間

保育室名	住所	電話番号	開園時間
代官山 えびすにし	恵比寿西 2-15-12	3461-1473	月～金 7:30～18:30 (延長～19:30) 土 7:30～18:30 ※延長は満1歳以上の子に限ります。
おおやま	西原 2-53-13 代々木大山公園内	3460-1360	

● 保育実施期間

- ・認可保育園の基準（P.23 参照）に準じますが、待機児童を対象とした暫定的な施設のため、**在園期間は年度末までです。**

● 保育時間について

- ・保育時間は開園時間の中で、保護者の就労時間、通勤時間、家庭状況等を考慮し、必要最低限の時間で決定します。
- ・入園日から1～2週間程度、短時間での「ならし保育」にご協力をお願いします。
- ・土曜保育は定員があります。

入園対象

- ・0歳児～5歳児クラス
- ・保護者、子ともに渋谷区民であり、認可保育園の待機となった子。
(区外に転出した場合は利用終了となります。)
- ・区外在住で、渋谷区へ転入予定で申込みをし、認可保育園の待機となった子。

申込み方法

- ・区立保育室は単独で申込みできません。認可保育園と併せて、申込み時に「教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書」（区の様式）の希望保育室記入欄に保育室名をご記入ください。

申込みにあたっての注意事項

● 選考方法について

- ・認可保育園の利用調整会議後、待機になった人の中で選考を行います。定員を超えて申込みがあった場合、認可保育園の利用調整基準を基に選考を行います。

その他の渋谷区内の保育施設等

● 結果公表について

- ・ 内定した人には「利用内定通知書」「入園のしおり」等を、内定しなかった人には「利用保留通知書」をご自宅に郵送します。

● 内定辞退について

- ・ 区立保育室の内定後に辞退をした場合、待機児童向けの東京都ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）（P.50 参照）はご利用いただけません。

● 認可保育園に内定した場合の利用終了について

- ・ 区立保育室に入園後も引き続き認可保育園の利用調整の対象となります。認可保育園に内定した場合は、在園している保育室は自動的に利用終了となります。内定辞退をしても、保育室に残ることができません。

● 下の子の育児休業を取得する場合の利用時間・期間について

- ・ 産前産後休暇中、育児休業中の保育時間は、原則 9:00～17:00 となります。
- ・ 就労を理由に区立保育室を利用している人が下のお子さんを出産し、育児休業を取得した場合は、現在利用中の区立保育室を利用期間の終了日（最長で年度末）まで継続して利用できます。
- ・ **下のお子さんが認可保育園に入園できず待機となった場合でも、上のお子さんの区立保育室の継続利用には復職が必要です。**次年度 4 月一次で下のお子さんと一緒に認可保育園を申し込み、下のお子さんが待機となった場合は、復職していることを条件に、上のお子さんは引き続き区立保育室を利用できます。

月額保育料

令和 7 年 9 月より、東京都の第 1 子保育料無償化にあわせて、認可保育施設に通う区内在住のすべてのお子さんの保育料を無償化するため、認可保育園の保育料を基本とする区立保育室保育料の負担はありません。

※延長保育（18:30以降）については、別途延長保育料（月額 4,000 円）がかかります。



その他の渋谷区内の保育施設等

居宅訪問型保育事業（待機児向け）

渋谷区内の子の居宅において1対1で保育する事業です。

本項目を読み、事業内容を了承のうえ、お申込みください。区ホームページ（下記二次元コード）もご確認ください。

※東京都が実施している、待機児童向けのベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）（P.50 参照）とは異なります。

● 対象児童

認可保育園の申込みを行い、待機となった子（渋谷区民に限ります）のうち、0～2歳児クラスに該当する年齢のお子さんで居宅訪問を希望した人を対象に、認可保育園の選考基準をもとに選考します。保育室等を利用中の人も希望できますが、併用はできません。

▼区ホームページ▼



● 申込み方法

- ・ 単独での申込みはできません。認可保育園と併せてお申込みください。
- ・ 利用申込書の希望保育室記入欄に「居宅訪問」と記入してください。

● 利用開始日についての注意事項

- ・ 利用内定から利用開始まで1か月程度の期間を要するため、**実際の利用開始日が当初の入園希望日より1か月先になる場合があります。**（4月利用開始を除く）

● 利用期間

- ・ 両親またはそのいずれかが育児休業中は利用できません。
- ・ 利用開始月が属する年度の末日まで。ただし、年度内に認可保育園に内定した場合は、内定月の前月末日をもって自動的に利用終了となります。
- ・ 区外に転出した場合や認可保育園の申込みを取下げた場合は、利用終了となります。
- ・ 就労を理由に利用開始したのち、下の子を出産し育児休業を取得する場合は、出産予定月の2か月後の月末で利用終了となります。

● 利用料金

- ・ 通常保育時間の保育料はかかりません。
※延長保育が必要な場合は、別途運営事業者が定める金額が必要です。
- ・ 1か月当たりの利用日数が18日以下の場合、交通費は発生いたしません。利用日数が19日以上の場合、一部交通費が発生します。詳細はお問合せください。
※公共交通機関が不通の場合はタクシーを利用する場合があります、その際はタクシー代の実費が必要です。

● 利用時間（保育時間）

- ・ 通常保育時間は、支給認定証の保育必要量の区分に応じ、以下のとおりです。
利用時間は、下記の範囲内で、通常の勤務時間に通勤時間を加えた時間です。

保育必要量の区分	利用時間（月～土、ただし祝日・年末年始を除く）
保育標準時間	7：30～18：30
保育短時間	7：30～18：30のうち8時間

- ※ 通常保育時間を超えて保育が必要な場合は延長保育となり、最長で20時30分までとなります。
- ※ 保護者のどちらかが帰宅した時点で保育は終了となります。
- ※ 保育者を派遣できる日時は、保護者や家族が在宅していない日時に限ります（居宅内就労・疾病・介護理由での利用を除く）
- ※ きょうだいが在宅の場合や帰宅した場合、一緒に保育することはできません。また、別室にいる場合でも小学3年生以下の児童の場合、運営事業者が別途定める料金が発生します。

その他の渋谷区内の保育施設等

● 保育内容等

- ・ 保育者は、居宅訪問型保育事業に関する研修を受け、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者です。保育内容は運営事業者にお任せいただきます。また、保育者は運営事業者が選定します。
- ・ 通常のベビーシッターとは異なります。使いたいときだけ、やってほしいことのみという利用はできません。
- ・ 保護者や家族が在宅勤務などで自宅にいる場合、同室での保育はできません。就労時間中の休憩時間（昼食等）も別室となります。

● 内定辞退について

- ・ 居宅訪問型保育事業を内定後に辞退した場合、待機児童向けの東京都ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）（P.50 参照）はご利用いただけません。

● その他

- ・ 昼食（離乳食、冷凍母乳、粉ミルクを含む）、おやつ等は保護者に準備していただきます。保育者は食事をご自宅にある電子レンジで温める程度は可能ですが調理はできません。
※運営事業者から食事提供はありませんが、利用料金から食事代金は差し引きません。
- ・ 自宅の広さなど、明らかに自宅内で保育ができる環境でない場合は利用できません。
- ・ 家事サービスはできません。
- ・ 渋谷区の自宅以外の場所に保育者を派遣することはできません。
- ・ ペットがいる場合、保育時間中はケージで飼育してください。
- ・ 運営事業者は、お部屋の中での過ごし方や注意事項、入ってはいけない部屋などを面談の際にお伺いします。万が一、保育者の過失により保育中にご自宅の物品を破損した場合は、運営事業者が補償します。ただし、おもちゃやバギーなど経年劣化などによる破損等の補償はできかねます。

● 運営事業者

- ・ 株式会社ポピンズファミリーケア（問い合わせ先：0120-27-2100）

その他の渋谷区内の保育施設等

▼区ホームページ▼



居宅訪問型保育事業（障がい児向け）

● 対象児童

- ・ 保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる1歳から小学校就学前までの子（0歳児は要相談）で、運営事業者との面談で預かりが可能と判断された子。

※ 主に中程度の肢体不自由児、知的障がい児、重症心身障がい児等（経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろうを必要とする子も可）が対象になります。

※ 気管切開をしている子、人工呼吸器などを使用している呼吸器系疾患の子については、まずは事業者までお問い合わせください。

● 運営事業者

- ・ 認定NPO法人フローレンス「障害児訪問保育アニー」



● 申込み方法

- ・ 事前に保育課入園相談係に連絡の上、お申込みください。
- ・ 運営事業者への申込みも必要です。運営事業者のホームページを確認してください。

● 利用料金

- ・ 保育料はかかりません。
- ・ 保育スタッフの交通費実費等が発生します。

● 利用プラン

	保育スタッフプラン	共同保育プラン	看護師プラン
訪問スタッフ	保育スタッフ	保育スタッフ	看護師
預かり時間	月～金（最大5日） 8：00～18：00 （最大8時間）	月～金（最大5日） 8：00～18：00 （8時間内での個別相談）	月～金（週3～4日） 9：00～12：00、 14：00～18：00のうち 3～4時間
その他	保育中、訪問看護師が定期巡回して安全な保育をサポートします。	保護者には保育中に在宅勤務等で在宅していただき、保育スタッフが対応できない医療的ケアを担っていただきます。	1週間の保育時間は最大12時間です。
対応可能な医療的ケア	喀痰吸引、経管栄養	喀痰吸引、経管栄養 保護者の対応：人工呼吸器、 CVカテーテル	喀痰吸引、経管栄養、人工呼吸器、 気管切開、CVカテーテル、 導尿

※ 延長保育はありません。

※ 導尿は訪問・巡回看護師が対応できる場合もあります。

● 食事等

- ・ 保護者に準備していただきます。詳しい内容は運営事業者を確認してください。

その他の渋谷区内の保育施設等

区立幼保一元化施設

区が条例に基づき設置している施設で、認可保育園・幼稚園・認可外保育施設から構成されます。保育が必要な子（長時間保育）に加え、4・5歳児になると短・中時間保育の子もお預かりします。

長時間保育については、区立保育園と同様の預かり時間となり、保育料はかかりません。また、申込みや利用調整の方法も認可保育園と同じになります。ただし、4・5歳児は幼稚園児となり、教材費・PTA会費等、独自にかかる費用があります。

短・中時間保育については、後述の「短・中時間保育の申込みについて」をご確認ください。

● 千駄谷なかよし園

下記3園で構成される施設です。

施設名	対象クラス	所在地
千駄ヶ谷保育園	0～2歳児	保育園舎（千駄ヶ谷3-34-9）
千駄ヶ谷保育園分園	3歳児	幼稚園舎（千駄ヶ谷2-4-1 千駄谷小学校内） （土曜保育は保育園舎で実施）
千駄谷幼稚園	4・5歳児	

● 山谷かきのみ園

認可外保育施設（1～3歳児）、山谷幼稚園（4・5歳児）で構成される施設です。

給食は専門業者からの搬入による提供となります。

● 短・中時間保育の申込みについて

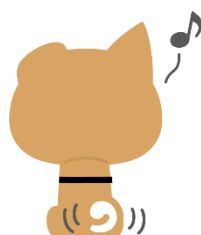
入園希望月	申込み期限	申込み先	備考
4月入園	前年度の10月中	入園を希望する幼保一元化施設	
5月～ 翌年2月	入園希望月の 前月の25日まで	保育課入園相談係 （受付方法窓口、郵送、オンライン 申請）	園児募集は、入園日前々月 末日現在で定員に欠員が生 じた場合に行います。

※預かり保育の保育時間や保育料については、区ホームページ（右下二次元コード）からご確認ください。

▼短・中時間の募集ページ▼



▼申込み案内▼



その他の渋谷区内の保育施設等

小規模保育事業

- ・渋谷区が認可する、0～2歳児クラスのお子さんを対象とした保育施設です。
- ・3歳児クラス以降は、あらかじめ設定された連携施設（進級先）へ進級できるため、改めて保育園の申込みをする必要はありません。
- ・申込みや利用調整の方法、保育時間等については認可保育園と同様です。保育料はかかりません。
- ・渋谷区から他の区市町村に転出する場合は、就学（連携園を含む）まで在園できます。詳しくはP.25「区外へ転出する場合」をご確認ください。

小規模保育施設	連携施設
プラスキッズ保育園・代々木上原 (上原1-25-1)	さくらさくみらい 上原 (上原3-37-9)
	グローバルキッズ代々木上原園 (西原3-15-10)
	グローバルキッズ代々木八幡園 (代々木5-7-2)
ぬくもりのおうち保育 神宮園 (神宮前2-2-39 2階)	渋谷保育園 ※渋谷区民または転入予定がある方のみ指定可 (神宮前3-18-8)
	美希保育園北参道 (千駄ヶ谷3-21-5)
シエル小規模保育園・恵比寿 (恵比寿1-34-11-101)	ポピンズナーサリースクール恵比寿南 (恵比寿南3-11-25)

● プラスキッズ保育園・代々木上原／ぬくもりのおうち保育 神宮園について

- ・3歳児以降の連携施設（進級先）を指定してお申込みください。
- ・申込みの際は、**3歳児クラス以降の連携施設（進級先）を指定してください。**「教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書」（裏面）に、連携施設の希望順を必ず記入してください。
- ・連携施設ごとに受入枠が決まっています。利用調整は希望した連携施設の受入枠を含めて行うため、希望した連携施設に受入枠の空きがある場合に内定となります。
そのため、希望した連携施設の受入枠に空きがない場合は、小規模保育施設に空きがあっても内定できません。連携施設の希望順は十分にご検討のうえ記入してください。
- ・入園（内定）後、連携施設を変更したい場合は、**保育の変更届の提出が必要**となります。

● シエル小規模保育園・恵比寿について

- ・3歳児クラスからは、全員ポピンズナーサリースクール恵比寿南に入園します。
- ・申込みの際は「教育・保育給付認定申請兼保育所等利用申込書」（裏面）の連携施設欄に、確認のためチェックをしてください。



認可外保育施設

認可外保育施設

認証保育所

(区内の認証保育所一覧は P.58 をご覧ください。)

東京都が定めた基準を満たし、東京都に認証された施設です。5 歳児までお預かりする施設と、2 歳児までお預かりする施設があります。

※申込みは各施設で行います。

※保育利用料軽減対象 (P.42 参照)

渋谷区内施設は、月額保育料から基本助成額分が減額されます。

▼都内認証保育所一覧▼



▼認証保育所の空き状況▼



企業主導型保育事業

企業が設置し、任意で他の企業や地域のお子さんを受け入れることも可能な保育施設です。東京都福祉局のホームページで、都内の企業主導型保育施設の一覧を公開しています。

※区内の企業主導型保育施設の空き状況は区ホームページ

(右二次元コード)に掲載しています。

※申込みは各施設で行います。

※保育利用料軽減対象 (一部施設のみ。P.42 参照)

▼区内企業主導型保育の空き状況▼



その他の認可外保育施設

上記以外の民間事業者が運営している保育施設になります。東京都福祉局のホームページで、都内の認可外保育施設の一覧を公開しています。

※申込みは各施設で行います。

※保育利用料軽減対象 (一部施設のみ。P.42 参照)

※児童相談所設置区 (港区、世田谷区、中野区等) は各区のホームページをご確認ください。

▼認可外保育施設の一覧▼ (東京都福祉局のページ)



特定子ども・子育て支援施設等

区に申請を行い「子ども・子育て支援施設等」として「確認」を受けた施設・事業になります。

確認した施設等は、幼児教育・保育の無償化の対象となり、区ホームページで公表します。

対象は次のとおりです。

- ・ 認可外保育施設 (認証保育所含む)
- ・ 居宅訪問型保育事業者 (ベビーシッター)
- ・ 一時預かり (一時保育) 事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 幼稚園等の預かり保育

※保育利用料軽減対象 (P.42 参照)

▼特定子ども・子育て支援施設等一覧▼ (区ホームページ)





認可外保育施設保育利用料の軽減（幼児教育・保育の無償化）

【お問い合わせ】 保育課保育管理係 ☎ 3463-1211

渋谷区では、認証保育所や認可外保育施設の保育利用料について、申請に基づき軽減を実施しています。
また、幼児教育・保育の無償化の助成（施設等利用費）は保育利用料の軽減に含めて助成し、手続きも一括で行っていただきます。軽減を受けるには、原則 P.43 の「保育の必要性の認定」を受けている必要があります。
認可保育園、認定こども園（長時間）、地域型保育事業、区立幼保一元化施設（長時間）、区立保育室、待機児童対策の利用決定がされている人は、対象外です。
保育利用料について、以下のとおり軽減します（金額はすべて月額です）。

施設種別		0 歳児クラス～2 歳児クラス		3 歳児クラス以上
		市区町村民税 課税世帯	市区町村民税 非課税世帯	
認証保育所 ※区内認証保育所に在籍される場合、施設に支払う保育料は、基本助成額が減額された金額となっています。		基本助成	認証保育所を利用される方全員に助成されます。 上限 40,000 円	
		追加助成	保育の必要性の認定を受けている方が対象です。 上限 40,000 円 上限 37,000 円	
認可外保育施設 (証明書※1あり)	都内	上限 80,000 円		上限 77,000 円
	都外	助成対象外	上限 45,700 円	上限 40,300 円
特定子ども・子育て支援施設等※2		助成対象外	上限 45,700 円	上限 40,300 円
企業主導型保育事業※3 (証明書※1あり)	都内	上限 80,000 円	上限 34,300 円	上限 36,700 円

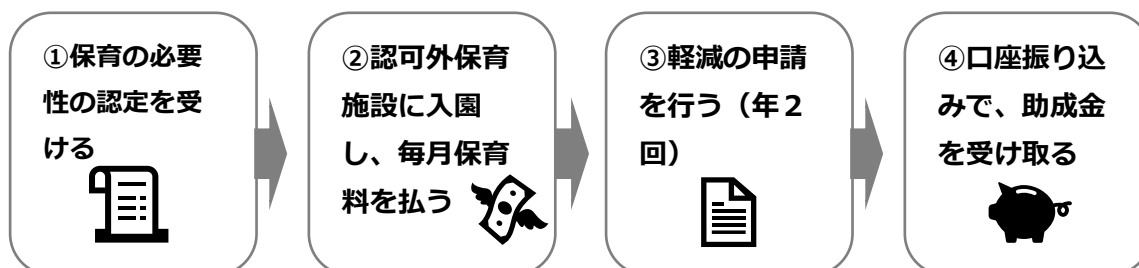
- ※1 各都道府県（または市区町村）の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を指します。
 証明書が交付されていない認可外保育施設は、幼児教育・保育の無償化の経過措置終了に伴い、令和6年10月以降、全ての歳児クラスにおいて、助成対象外となりました。
- ※2 特定子ども・子育て支援施設等の詳細については、P41をご覧ください。
- ※3 企業主導型保育事業については、都外の施設および証明書が交付されていない施設は、助成対象外です。
 また、幼児教育・保育の無償化の対象（0～2歳児クラスで非課税世帯の方、3歳児クラス以上の方）の場合、保育利用料が引き下げられますので、在籍する施設にご相談ください。

都内の認可外保育施設の一覧及び証明書の有無は東京都のホームページからご確認できます→
 ※児童相談所設置区は東京都のホームページからさらに各自治体のホームページをご確認ください。



● 申請の流れ

保育利用料の軽減申請は、前期（4月～8月）と後期（9月～3月）の2回に分けて実施しています。
 申請方法等については、区ホームページ等をご確認ください。前期分は10月頃、後期分は5月頃にご指定の口座に振り込む予定です。



認可外保育施設



● 保育利用料の軽減にかかわる「保育の必要性の認定」

保育利用料の軽減を受けるためには、保育を必要としていることが条件となります。保育を必要としていることが認められる事由は、P.2と同様です。「教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定申請書」にP.8「保育の必要性を確認できる書類」（保護者全員分）を添付して、保育課までご提出ください。保育の必要性が認められる場合には、下図の区分に応じて通知書を送付します。

認定の開始日は、申請日より前に遡及することができません。施設などの利用開始前までに申請をしてください。

年齢区分	認定の種類	適用される助成制度
3～5歳児クラス	施設等利用給付認定（2号認定）	・保育利用料軽減制度（渋谷区事業） ・幼児教育・保育の無償化（施設等利用費※） ※施設等利用費は保育利用料軽減制度の金額に含めて助成
0～2歳児クラスの住民税非課税世帯	施設等利用給付認定（3号認定）	
0～2歳児クラスの住民税課税世帯	教育・保育給付認定（3号認定）	・保育利用料軽減制度（渋谷区事業）

● 育休中の取扱いについて

原則、育児休業中は、助成の対象外となります。復職する月からが助成の対象です。ただし、上の子が下の子の育児休業取得日より前から、就労を理由に保育の必要性の認定を受けて保育園を利用している人は、上の子のみ、育児休業中の継続利用として助成の対象になります。ただし、利用していた保育園を転園または退園した場合は、育児休業中の継続利用の対象にはなりません。

助成金額の例

● 渋谷区内の認証保育所 の場合（例：0～2歳児クラスの方の場合）

保育の必要性	毎月の保育料	基本助成額（月額）	施設に支払う保育料（月額）	追加助成額（月額）
認定あり（助成上限額 80,000 円）	88,000 円	40,000 円	48,000 円	40,000 円
認定なし（助成上限額 40,000 円）	78,000 円	40,000 円	38,000 円	0 円

※追加助成を受ける場合、「施設等利用費支給・保育利用料軽減申請書」（園経由で配布）を保育課に提出。

● 渋谷区外の認証保育所 の場合（例：3～5歳児クラスの方の場合）

保育の必要性	毎月の保育料（施設への支払い額）	基本助成額（月額）	追加助成額（月額）	助成額合計（月額）
認定あり（助成上限額 77,000 円）	78,000 円	40,000 円	37,000 円	77,000 円
認定なし（助成上限額 40,000 円）	75,000 円	40,000 円	0 円	40,000 円

※基本助成・追加助成を受ける場合、「施設等利用費支給・保育利用料軽減申請書」（園経由で配布）を保育課に提出。基本助成のみを受ける方も申請が必要です。（毎月の請求額から引かれません。）

● 都内認可外保育施設（証明書あり） の場合（保育の必要性の認定がある方が対象です。）

在籍クラス	毎月の保育料	助成上限額（月額）	助成額（月額）
0～2歳児クラス	100,000 円（助成上限額を上回る場合）	80,000 円	80,000 円
3～5歳児クラス	89,000 円（助成上限額を上回る場合）	77,000 円	77,000 円
3～5歳児クラス	75,000 円（助成上限額を下回る場合）	77,000 円	75,000 円

※助成を受ける場合、「施設等利用費支給・保育利用料軽減申請書」「在籍利用状況証明書」の2点を保育課に提出。

保育サービスについて

保育園在園中のサービス

令和8年10月1日現在

〔お問い合わせ〕 保育課保育管理係 ☎ 3463-1211

● 病児・病後児保育利用料金助成

お子さんが病気やケガで保育施設に登園できない場合や仕事があるなどの理由でご自宅にてベビーシッターなどのサービスを利用したときに、利用に要した費用の一部を区が助成する制度です。詳細及び申請書類は、区ホームページをご確認ください。



※病児保育、病後児保育については、P.45 もご確認ください。

《対象となる子》

区内在住で、認可保育園、認定こども園、区立幼保一元化施設、認証保育所、区立保育室、家庭的保育事業等、東京都に届出済の認可外保育施設のいずれかの施設で、通常保育（一時保育を除く）を受けている子で、ベビーシッター等の利用前後7日以内に、医療機関で受診していること。

● 休日保育

区内の認可保育園、区立保育室の在園児並びに区内の地域型保育事業利用で、日曜・休日（12月29日～1月3日を除く）に保護者の就労等の理由により、保育を必要とするお子さんを下記の保育園でお預かりします（原則無料）。事前の予約が必要となります。



電話予約受付時間：月～金（土日・祝日・年末年始を除く）10：00～17：00

※各園の定員や保育時間など詳しい情報は、区ホームページをご確認ください。

名 称	住 所	電話番号
ベネッセ美竹の丘保育園	渋谷1-18-9	5464-1545
ChaCha Children Daikanyama	恵比寿西2-13-5	6452-5251
未来のカプセル原宿保育園	神宮前6-34-25	070-3126-4547

● 休日保育利用料金助成

日曜日・祝日など不在籍している保育園等の休園日に認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を含む）における休日保育を利用した際の利用料の一部を区が助成する制度です。詳細及び申請書類は、区ホームページをご確認ください。



《対象となる子》

区内在住で、認可保育園、認定こども園、区立幼保一元化施設、区立保育室、家庭的保育事業等、東京都に届出済の認可外保育施設のいずれかの施設で、通常保育（一時保育を除く）を受けている子。

《助成の条件》 保護者全員が休日保育利用日に就労していること。

《助成内容》 助成額：1時間あたり1,000円まで、助成時間：1日あたり10時間まで

※実際に利用に要した費用を上限額として助成します。

年間上限額：250,000円（4月1日から3月31日まで）

保育サービスについて

● 病児保育

病気で保育所などに通えない子を以下の病児保育室でお預かりします。また、保育所などで体調不良になった子を保護者に代わってお迎えに行き、以下の病児保育室でお預かりします。

1 施設	病児保育室フローレンス初台
2 所在地	渋谷区代々木4-37-15 おやこ基地シブヤ3階
3 定員	7名
4 利用日等	月～金 8:30～17:30 ※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
5 利用方法	ご利用には事前登録と利用予約が必要となります。詳しくは病児保育室フローレンス初台のホームページをご確認ください。
6 対象児童	生後4か月以上の未就学児で、以下のいずれかに該当する子 ①渋谷区内在住で、保育施設等に通っている子 ②渋谷区外在住で、渋谷区内の保育施設等に通っている子 ③渋谷区外在住で、保護者が渋谷区内に就労または就学し、渋谷区外の保育施設等に通っている子 【保育施設等】 認可保育園、認定こども園、認証保育所、区立保育室、区立幼保一元化施設、定期利用保育、一時保育、東京都に届出済の認可外保育施設、幼稚園等
7 利用料	渋谷区内に住所を有する子 2,000 円/日 渋谷区外に住所を有する子 5,000 円/日 ※施設へのお迎えを利用する場合は、タクシー代が実費になります。

〔お問い合わせ〕 保育課保育管理係 ☎ 3463-1211

● 病後児保育

病気の回復期（※）にあり、安静を要するため集団保育等が困難な場合や、家庭での保育ができない場合に、「原宿こども園」に付設する「病後児保育室」で看護師及び保育士がお子さんの体力の回復をゆっくり見守る保育を行います。

※病気の回復期とは

かぜ、扁桃腺炎、嘔吐下痢症など、日常かかる病気等の後で、体力の低下等のため集団生活に不安がある時・骨折、やけど等の外傷性疾患の症状が固定しても集団生活に不安がある時

1 施設	原宿こども園 病後児保育室にじ
2 所在地	渋谷区神宮前1-1-10 SCC千駄ヶ谷コミュニティセンター1階
3 定員	4名
4 利用日時	月～金 8:30～17:30 ※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
5 利用方法	ご利用には事前登録と利用予約が必要となります。詳しくは原宿こども園病後児保育室にじのホームページをご確認ください。
6 対象児童	病児保育の対象者と同一ですが、年齢は満9か月以上となります。
7 利用料	渋谷区内に住所を有する子 2,000 円/日 渋谷区外に住所を有する子 5,000 円/日 ※昼食・おやつ代を含みます。

〔お問い合わせ〕 保育課保育管理係 ☎ 3463-1211

保育サービスについて

その他の保育サービス

● 一時保育

お子さんの健やかな成長を支援するために、理由を問わずお子さんをお預かりします。下記の保育園で実施しています。渋谷区民が対象です。その他年齢、開園時間、申込み、利用料金等は、園により異なりますので各保育園にお問い合わせください。詳細は、区ホームページに掲載しています。

(実施園、申込み方法等は変更になる場合があります。)

※申込み受付日は、区ホームページをご確認ください。



令和8年10月1日現在

名 称	住 所	電 話 番 号	申 込 ・ 予 約
恵比寿保育園	恵比寿西2-8-1	3461-1584	区立保育園はLINEでの予約 (最大8日) ※予約受付日以外は電話予約 も可能 ▼渋谷区公式LINE▼ 
富ヶ谷保育園	富ヶ谷2-30-8	3466-2578	
新橋保育園	恵比寿1-27-10	3280-6180	
大向保育園	松濤1-26-6	3468-2237	
笹塚第二保育園	笹塚1-27-1	3481-7123	
ベネッセ美竹の丘保育園	渋谷1-18-9	5464-1545	申込み方法などは園ごとに異 なります。区ホームページか らご確認ください。
キッズハーモニー・よよぎの杜	代々木2-35-1	6383-4138	
西原りとりぱんぷきんず	西原2-46-4	5790-5012	
代々木至誠こども園	代々木5-14-16	3485-2466	
神宮前あおぞらこども園	神宮前5-6-1	6418-9461	
本町きらきらこども園	本町3-38-10	5358-8761	
恵比寿のびのびこども園	恵比寿西1-19-1	5784-2533	
本町そよかぜこども園	本町6-6-2	3373-5611	
まちのこども園代々木上原	上原2-24-15	080-3711-6802	
渋谷東しぜんの国こども園	東1-29-1	3406-4169	
原宿こども園	神宮前1-1-10	6438-9473	
渋谷本町こども園	本町4-39-1	6258-4880	

※西原りとりぱんぷきんず、代々木至誠こども園、渋谷東しぜんの国こども園以外は一時保育専用電話番号です。

● 緊急一時保育

保護者が死亡、行方不明、病気のため入院したなどの理由により、緊急かつ一時的に保育が必要な満1歳以上の子を、区立保育園・保育室で保育する制度です。保育期間は原則1か月までです。

〔お問い合わせ〕 保育課入園相談係 ☎ 3463-1211

保育サービスについて

● 定期利用保育

パートタイム勤務等の就労形態に応じた時間で、区立保育園一時保育室で一定程度継続的に保育します。

1 対象児童	満1歳となった日の翌月～満3歳となる年の年度末まで（2歳児クラスまで）。 ただし、完了食になっていること。
2 利用要件 ※右記を全て満たす必要があります	・渋谷区民であること。 ・保護者の就労（育児休業中は除く）により保育を必要としていること。 （利用中に下の子を出産し、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、産後休暇終了月の末日で利用終了）。 ・継続的（月を単位として複数月）、定期的に（週1日以上）に1日4時間以上の保育が必要であること。 ・幼稚園、認可保育園、認定こども園、幼保一元化施設、小規模保育施設、認証保育所、区立保育室、居宅訪問型事業等に在籍していないこと。 ・集団保育が可能な子であること。 ・同居の親族等による保育を受けられないこと。
3 利用期間	利用開始日からその年の年度末まで。ただし、上記の利用要件がなくなった場合はその月で利用終了となります。
4 実施園	恵比寿保育園、富ヶ谷保育園、新橋保育園、笹塚第二保育園（各園定員2名） 大向保育園（定員1名）
5 開所日時	月～金 9:00～18:00 ※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
6 保育時間	週3日以下、1日8時間以下 ※利用時間は、保護者の就労時間と通勤時間の合計のうち保育が必要な時間となります。 ※利用時間は利用月の一時保育室の予約開始日（利用月の前月10日。10日が休みの場合は直前の開室日）の前日までに決めていただきます。
7 保育料	無料
8 申込方法	①受付期間 募集時に区ホームページ等に掲載します。 ②必要書類 ・渋谷区定期利用保育事業利用申込書 ・家庭状況票 ・児童状況票 ・就労証明書（保護者全員分） ※上記の書類の書式は募集時に区ホームページに掲載します。 ③提出方法 利用を希望する区立保育園一時保育室に持参してください。

※食事は保育園で用意します。ただし、アレルギー食の対応はできかねますので、ご家庭より弁当の持参をお願いします。

〔お問い合わせ〕 保育課入園相談係 ☎ 3463-1211

保育サービスについて

● こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保護者の就労などの有無にかかわらず、保育所や保育事業（認可外保育施設、東京都のベビーシッター助成など）を利用していない子どもを定期的に預かり、多様な他者との関わりの中で様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上など、子どもの健やかな成長を支援し、保護者の育児不安軽減などを図ることを目的とした、定期的な預かり保育事業です。

1 対象児童	保育所や保育事業を利用していない未就園児（0歳6か月～2歳児クラス） ※保護者の就労要件等は問いません。 ※利用前に「乳児等支援給付」の認定を受ける必要があります。 ※利用上限時間は、月64時間です。（3歳の誕生日の前日以降は、月54時間まで） ※原則、2か月以上の継続的な利用を前提としています。下記をすべて満たす必要があります。
2 利用料	＜区内の施設を利用する場合＞ 1時間あたり300円程度 ※都内在住者は原則無料（上限時間まで） ※教材費などの実費や利用時間が上限を超えた場合については、施設が定める料金をご負担いただきます。 ＜区外の施設を利用する場合＞ 各施設が設定する利用料 ※区外の保育施設において、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を利用した際の利用料助成の詳細は区ホームページ（右下二次元コード）からご確認ください。

受入クラス、利用時間、申込み手順等は、園により異なります。実施園一覧を含めた詳しい情報は、区ホームページに掲載しています。

▼誰でも通園制度▼



▼区外保育施設利用時の
利用料助成▼



〔お問い合わせ〕 保育課入園相談係 ☎ 3463-1211

保育サービスについて

● 子ども家庭支援センター

18歳未満の子どもと家庭の問題にお応えする地域の身近な相談窓口です。相談内容に合わせ、他の機関と連携して対応しています。

※相談者のプライバシーは守りますので安心してご相談ください。

〔お問い合わせ〕 子ども家庭支援センター ☎ 0120-135-415 (相談専用)
☎ 3463-3748 (その他のお問い合わせ)
〔窓口〕 宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ8階

● 子育て支援センター

日常的な育児全般の相談、親子参加の子育てひろば、子育て教室、短期緊急保育を行っています。

令和8年9月30日現在

名 称	住 所	電話番号
鳩森子育て支援センター	千駄ヶ谷5-9-1	0120-05-1152
代官山子育て支援センター	代官山町7-9	0120-87-1152
中幡・笹塚子育て支援センター	笹塚3-3-1	0120-25-7044
広尾子育て支援センター	広尾5-8-2	0120-81-4152
coしぶや（神南ネウボラ子育て支援センター）	宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ2階・3階	0120-978-310
ポピンズキッズひろば上原	渋谷区上原1-38-10	03-6407-2236

渋谷区ファミリー・サポート・センター

子育ての援助が必要な人（ファミリー会員）と子育ての援助ができる人（サポート会員）が登録し、会員同士の相互援助活動を行っています。

ファミリー会員の対象：区内在住で小学校3年生までのお子さんを育てている人

（援助活動の対象は生後6か月から）

サービス内容：①保育施設等（保育園、幼稚園、小学校、放課後クラブ等）への送迎

②保育施設等の開始前・終了後・休業日の預かり

③一時的な子どもの預かり

※預かり場所は原則としてサポート会員宅または公共施設です。会員の登録方法等は、下記の二次元コードまたは電話にて問い合わせください。

▼ファミリー会員登録申込▼



<https://forms.gle/gh9sUUNyBbgiNxSc6>

〔お問い合わせ〕 社会福祉協議会子ども支援課 ☎ 5457-0221
〔窓口〕 宇田川町1-1 渋谷区役所本庁舎5階（社会福祉協議会内）

保育サービスについて

● 年末保育

12月29日及び30日の保育時間において、保護者が就労等のため家庭で保育が出来ないご家庭を対象に、渋谷区内の一部保育所において保育を行います。詳細は日程が近付きましたら各保育施設にお知らせを配布しますので、お通りの保育施設にお問い合わせください。

● ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）

東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を助成する事業です。東京都が実施しており、待機児童の保護者が対象です。

※ベビーシッター利用支援事業（一時預かり型）とは異なる事業です。



● リフレッシュ時預かり保育「SKIP」

保護者のリフレッシュを目的として、生後3か月から就学前の子どもを一時預かりする制度です。民間保育施設に委託して実施しています。



● 渋谷区子育てネウボラ

妊娠期から18歳になるまでの全ての子どもとそのご家族をサポートする子育て拠点施設です。妊娠・出産・子育て支援について、不安なく喜びの多い子育てができるよう、保健師を中心に渋谷区がサポートを行います。



● ネウボラ子育てハンドブック

妊娠届出時に渋谷区での妊娠、出産に関する情報をまとめたネウボラ子育てハンドブックを配付しています。妊娠期、産後に必要な手続きやご利用いただけるサービスについてご案内していますので、ぜひご活用ください。



● とうきょう子育てスイッチ

各地域の子育て支援・お役立ち情報が掲載されているサイトです。目的別、地域別、サービス別等で子育てをされている方向けのサービス提供店舗や支援団体を探することができます。



保育サービス 年齢別一覧

◎がついているサービスは、いずれかの保育所等に在園している必要があります。
※詳細な条件等は各ページまたは区ホームページ等をご確認ください。

保育の
必要性が
ある方が
利用可能

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

◎病児保育 P.45

生後4か月以上の未就学児

◎病後児保育 P.45

満9か月以上の未就学児

◎休日保育 P.44

生後57日目以上の未就学児

◎延長保育・スポット延長保育 P.30

満1歳以上の在園児

定期利用保育 P.47

満1歳となった日の翌月～
2歳児クラス

緊急一時保育 P.46

満1歳以上の未就学児

都ベビーシッター（事業者連携型）※待機児童対象 P.50

誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）P.48 ※利用前に
「乳児等支援給付」の認定が必要

一時保育 P.46

生後57日目以上の未就学児
（対象年齢等は園により異なります）

リフレッシュ時預かり保育SKIP P.50

生後3か月以上の未就学児

子育て支援センター P.49

就学前の子どもと保護者

ファミリー・サポート・センター P.49

小学校3年生までの子ども（援助活動の対象は生後6か月から）

保育の
必要性が
なくても
利用可能



▶園に関すること

Q 1 区立、私立保育園の違いは何ですか？（詳細：P.3「渋谷区の保育施設について」）

A 1 保育方針や施設の雰囲気などにそれぞれ特色があります。また、延長保育料は施設により異なります。

Q 2 認定こども園とは何ですか？（詳細：P.3「渋谷区の保育施設について」参照）

A 2 保育園と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設です。区内の認定こども園は、保育所型の認定こども園および幼保連携型認定こども園で、認可保育園として認可を受けています。

▶申込みに関すること

Q 3 申込みや追加書類提出は出張所でもできますか？（詳細：P.6「申込み方法」）

A 3 できません。書類提出全般は、区役所本庁舎4階の保育課窓口・オンライン・郵送でのみ受け付けます。

Q 4 各保育園等の空き状況を知りたいです。（詳細：P.10「希望する保育園について」）

A 4 毎月下旬に翌々月入所の空き状況を区ホームページに掲載しています。

Q 5 希望順位は利用調整に影響しますか？（詳細：P.10「希望する保育園について」）

A 5 影響しません。利用調整は、P.18～P.19の利用調整基準に基づき、希望順位にかかわらず、各園で利用調整指数の高い人から内定します。そのため、第1希望の人より第2希望の人の指数が高い場合は、第2希望の人が先に内定することがあります。

Q 6 出生前の申込みはできますか？（詳細：P.10「出生前の利用申込み受け付けについて」）

A 6 4月一次募集と二次募集のみ申込みができます。4月1日までに出産予定のお子さんについて利用申込みを受け付けます。

年度途中の出生前申込みは受け付けていませんので、お子さんの出生後にお申込みください。（希望入園月は、生後56日経った翌月の1日から選択可能です。）

Q 7 区外の保育園に申込みをできますか？

（詳細：P.15「渋谷区在住の児童が、区外の保育園を申込みるとき」）

A 7 できます。転出を伴う申込みの場合は、直接、転出先自治体の保育課に申込みをしてください。また、転出後に転出先自治体の保育課で改めて利用申込みが必要です。

転出を伴わない申込みの場合は、渋谷区保育課窓口で申込みをしてください。郵送、オンライン申請では申込み受け付けできませんのでご注意ください。

どちらの場合も、事前に通いたい保育園を管轄する自治体の入園案内をよくご確認ください。

Q 8 転園の申込みをすると、元々通っている園は退園になりますか？

（詳細：P.15「転園を希望している人へ」）

A 8 希望する園への転園が成立したとき、元々通っている園は退園になります。転園内定を辞退することはできません。待機の場合は、引き続き元の園に通いながら内定が出るのを待ちます。

▶利用調整について

Q 9 申込み書類に不備があった場合はどうなりますか？

A 9 締切日時点の提出書類に応じて指数をつけますので、実際の家庭状況や就労状況にそぐわない形で指数付けが行われる可能性があります。締切日を過ぎると次回の利用調整での反映になります。

※令和9年4月一次の入園申込みについては、申込み締切日とは別に追加書類の締切日を設けています。

Q 10 申込みを行った後に、希望園の変更はできますか？

（詳細：P.16「申込み後の変更について」）

A 10 ①「申込内容変更届」をオンライン申請することにより変更できます。

②「保育の変更届」を窓口または郵送にて提出していただくことにより変更することができます。
上記 2 つの方法のどちらかにより変更の申請をしてください。変更は申込み締切日までに提出があった場合に反映できます。

※令和 9 年 4 月一次の入園申込みについては、申込み締切日とは別に追加書類の締切日を設けています。

Q 1 1 保育園の競争率は何倍ですか？また、指数は何点あれば入園できますか？

A 1 1 渋谷区では認可保育園は最大 7 園希望できるので、実質倍率や何点あれば入園できるか等はお答えできません。希望園ごとに指数が高い人から入園を内定します。指数が高くても保育園の空きがなければ内定しません。また指数が低くても他に希望している人がいない場合は内定するというように、空き状況や他の人との比較で内定するかどうかが決まります。

▶保育園に通園できる期間について

Q 1 2 出産予定月の前後 2 か月にきょうだいの入園を希望する場合、保育園に通える期間はどれになりますか？

A 1 2 P.23「保育園に通園できる期間」をご確認ください。

Q 1 3 第 1 子が保育園に通っていますが、第 2 子出産にあたり育児休業を取得する予定です。第 1 子を引き続き保育園に通わせることはできますか？

A 1 3 認可保育園在園児の継続通園の特例に当てはまりますので、引き続き第 1 子を保育園に通わせることができます。詳しくは、P.24「上の子の在園中に下の子の育児休業を取得する場合」を確認してください。

Q 1 4 出産要件（産休や育休取得なし、純粹に下の子出産前後の保育園利用）で入園しましたが、入園後に求職要件などに変更して通園期間を延ばすことはできますか？

A 1 4 できません。出産要件で入園した場合は、出産予定月をはさんだ前後 2 か月（最長 5 か月間）の利用に限られます。求職中などの要件に変更して利用期間を延長することはできません。継続して利用を希望する場合は、改めて保育園の利用申込みが必要です。

▶待機になった人へ

Q 1 5 4 月に待機になりましたが、毎月の申請は再度必要でしょうか？

A 1 5 申込みは、入園を希望する年度の 1 月入園分まで自動的に継続されます。有効期間内は、毎月改めて申込みをする必要はありません。

4 月入園を申込み、入園できなかった場合でも、希望園に空きが生じた際は翌月以降の利用調整の対象となります。就労状況や家庭状況、希望園などに変更があった場合は、必ず届出をしてください。なお、翌年度 4 月以降も入園を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

Q 1 6 待機通知書（不承諾通知書）がほしい場合どうしたらいいですか。

A 1 6 P.17「待機になった人へ」をご確認ください。

Q 1 7 待機の順番を知ることはできますか？

A 1 7 申込みがあった人すべてに順番をつける方法での調整はしておりませんので、お伝えできません。また、お待ちになっている人の人数等も、希望園の変更や新規申込み、申込み取下げなどにより常に変動するため、お伝えできません。

▶その他

Q 1 8 保育園の見学はできますか？（詳細：P.59「渋谷区内の認可保育園一覧」）

A 1 8 保育園の見学は各保育園で対応しております。直接各保育園に電話をし、見学日や時間についてご相談ください。園により保活ワンストップサービスで見学予約ができます。

保育園・幼保一元化施設一覧

令和8年10月1日現在

地区	種別	施設名	所在地	電話	面積 (㎡)		開園時間等	保育年齢 令和9年 4月1日 現在	定員							延長
					敷地	建物			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
新橋	区立	新橋保育園	恵比寿1-27-10	3444-0463	1,338	1,033	①	57日～	12	19	20	20	20	20	111	15
		広尾保育園	広尾5-7-1	3444-7457	1,617	780	①	57日～	6	18	20	20	20	20	104	15
	小	シエル小規模保育園・恵比寿★	恵比寿1-34-11-101	6409-6848		132	①	57日～2歳	5	6	8				19	▼
恵比寿	区立	恵比寿保育園	恵比寿西2-8-1	3461-6276	1,399	1,252	①	57日～	9	16	20	20	20	20	105	15
		代官山保育園	代官山町7-9	3461-4423	632	632	①	1歳～		14	17	17	17	17	82	10
	私立	ほっぺるランド渋谷	鶯谷町2-16	6712-7810	631	525	②	57日～	9	14	14	14	14	15	80	▼
		ポピンズナーサリースクール恵比寿南☆	恵比寿南3-11-25	6452-4531		929	②	57日～	9	17	20	28	28	28	130	
		ChaCha Children Daikanyama	恵比寿西2-13-5	6380-2395		1,202	⑤	57日～	6	18	20	22	22	22	110	
	認	恵比寿のびのびこども園	恵比寿西1-19-1	5784-2531	1,315	1,016	②	57日～	10	18	20	20	20	20	108	
氷川	区	氷川保育園	東2-20-18	3409-1190	878	398	①	1歳～		5	6	10	10	10	41	10
	私立	広尾上宮保育園	広尾4-1-1	3407-9042	1,073	965	④	57日～	12	18	18	18	18	18	102	▼
		ベネッセ美竹の丘保育園■	渋谷1-18-9	5464-6817	3,999	669	②	57日～	10	10	11	11	11	11	64	
		渋谷東ちとせ保育園	東4-7-8	3486-3180	355	581	⑤	57日～	10	16	16	16	16	16	90	
		広尾ちとせ保育園	広尾1-3-11	6433-5730	298	632	②	57日～	10	14	14	14	14	14	80	
	認	渋谷東しぜんの国こども園	東1-29-1	3406-4169	724	1,164	②	57日～	9	15	18	20	20	20	102	
大向	区	大向保育園	松濤1-26-6	3468-2235	643	958	①	57日～	9	15	18	18	18	18	96	15
	私立	さくら上宮保育園	桜丘町23-21	5458-5200	1,191	795	①	57日～	9	12	13	13	12	11	70	▼
		まなびの森 渋谷もりのこ保育園神南	宇田川町38-4	3780-2388	671	579	①	57日～	15	17	17	17	17	17	100	
上原	区	富ヶ谷保育園（注1）	富ヶ谷2-30-8	3467-3602	1,304	720	①	57日～	10	16	17	17	17	17	94	15
	私立	富ヶ谷ちとせ保育園	富ヶ谷1-31-3	3460-4515	265	551	⑤	57日～	6	15	16	14	14	14	79	▼
		ポピンズナーサリースクール代々木上原	上原2-42-3	6407-1096	437	596	②	57日～	12	15	15	16	16	16	90	
		さくらさくみらい 上原△	上原3-37-9	6804-9086	482	478	②	1歳～		12	14	17	17	17	77	
	認定	薫る風・上原こども園※	上原2-2-17	3465-0415	1,772	791	②	57日～			28	28	28	28	112	
		薫る風・上原こども園アイリス※	上原1-18-6	5738-7875	436	333			9	22					31	
		まちのこども園代々木上原	上原2-24-15	5738-8225	700	778	②	57日～	9	15	18	20	20	20	102	
		まちのこども園代々木公園	代々木神園町2-1	3460-1005	873	932	②	57日～	12	20	21	23	23	23	122	
西原	小	プラスキッズ保育園・代々木上原▲	上原1-25-1	3460-6261	186	92	①	57日～2歳	6	6	7				19	
	区	元代々木保育園（注2）	元代々木町51-19	3465-8663	992	870	①	57日～	11	11	15	15	15	15	82	15
	私立	西原保育園ゆめ	西原1-22-20	5790-8421	1,021	983	①	57日～	10	16	20	20	20	20	106	▼
		西原ほほえみ保育園	西原1-40-3	3466-0581		782	①	57日～	6	9	12	12	12	12	63	
		さくらさくみらい 西原	西原2-33-17	6804-7401	308	493	②	1歳～		12	12	14	16	16	70	
		グローバルキッズ代々木上原園△	西原3-15-10	5738-7104	454	476	②	1歳～		14	14	17	17	17	79	
		グローバルキッズ代々木八幡園△	代々木5-7-2	6407-1217	411	506	②	1歳～		14	14	17	17	17	79	
	認定	西原りとりばんびぐんず※	西原2-46-4	5790-5012	1,208	1,166	②	57日～	12	14	27	31	31		115	
		西原りとりばんびぐんずANNEX※	西原2-47-19	5738-5177	473	367			3	10				31	44	
初台	区立	初台保育園	初台2-17-22	3379-1734	866	1,053	①	57日～	9	20	22	22	22	22	117	15
		代々木保育園	代々木3-51-8	3370-7549	734	770	①	57日～	9	16	16	18	18	18	95	15
		本町第三保育園	本町1-5-5	3378-4759	1,087	997	①	57日～	15	20	20	20	20	20	115	15
	私立	聖ヨゼフ保育園	代々木5-16-4	3460-9988	496	983	④	57日～	12	15	18	21	21	21	108	▼
		参宮橋ちとせ保育園	代々木4-50-13	3376-0616	405	707	⑤	57日～	10	22	22	16	15	15	100	
		はるの小川ちとせ保育園	代々木4-57-6	3370-6010	333	567	⑤	57日～	9	11	12	12	13	13	70	
		グローバルキッズ幡ヶ谷園	本町1-19-3	6276-7935	416	639	②	57日～	6	14	14	14	14	14	76	
		太陽の子代々木西参道保育園	代々木4-27-6	5302-6426	788	1,494	②	57日～	6	20	20	20	20	20	106	
		みんなのみらいをつくる保育園初台	代々木4-37-15	6304-2088	293	283	⑤	1歳～		6	6	6	6	6	30	
		ゆめの樹保育園はつだい	初台2-13-11	6276-6534	251	443	②	1歳～		14	14	15	15	15	73	
		さくらさくみらい 初台	初台2-19-16	6276-6439	346	473	②	1歳～		10	13	16	16	16	71	
	認	代々木至誠こども園	代々木5-14-16	3485-2466	1,280	1,853	②	57日～	15	18	20	22	22	22	119	
	幼	山谷かきのみ園（山谷幼稚園）※	代々木3-32-13	3370-1410	1,233	661	①	1歳～		8	10	10	10	10	48	
本町	区	幡ヶ谷保育園	本町5-35-12	3377-7595	783	879	①	57日～	12	16	16	16	16	16	92	15
	私立	ベネッセ幡ヶ谷保育園	本町6-34-6	5302-8661	342	538	②	57日～	6	9	12	14	14	14	69	▼
		AIAI NURSERY 初台本町	本町2-6-3 2F	6304-2931		332	①	1歳～		10	10	10	10	10	50	
	認定	本町きらきこども園	本町3-38-10	5358-5951	671	1,230	②	57日～	10	18	20	20	20	20	108	
		本町そよかぜこども園	本町6-6-2	5333-2688	1,402	2,727	②	57日～	10	18	20	20	20	20	108	
		渋谷本町こども園	本町4-39-1	6452-6380		1,339	①	1歳～		6	6	6	6	6	30	

この表は、令和9年4月1日入園の各園の定員です。年度途中で定員の変更がある場合があります。
各保育園・幼保一元化施設の概要については、区ホームページにも掲載しています。

令和8年10月1日現在

地区	施設名		所在地	電話	面積（㎡）		開園時間等	保育年齢 令和9年 4月1日 現在	定員								延長
					敷地	建物			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		
笹塚	区立	笹塚保育園	笹塚3-36-13	3376-6842	576	529	①	57日～	10	10	12	16	16	16	80	15	
		幡ヶ谷第二保育園	幡ヶ谷3-4-1	3378-0876	1,158	476	①	1歳～		13	14	15	15	15	72	10	
		幡ヶ谷第三保育園	幡ヶ谷2-56-6	3376-1650	1,915	504	①	1歳～		10	12	15	15	15	67	10	
		笹塚第二保育園	笹塚1-27-1	3481-7121	1,055	1,101	①	1歳～		20	23	24	25	25	117	12	
	私立	保育園うさぎとかめ	笹塚2-31-8	3376-1663	1,786	1,022	③	57日～	10	11	11	12	12	12	68	▼	
		まなびの森保育園幡ヶ谷	幡ヶ谷2-42-15	3370-5115	2,295	918	②	57日～	9	17	18	20	20	20	104		
		さくらさくみらい 笹塚	笹塚1-32-5	6407-9839	383	493	②	57日～	6	12	14	16	16	16	80		
		ささはた保育園	笹塚2-34-12	3320-2112	821	798	①	57日～	9	15	15	20	20	20	99		
	保育園うさぎとかめHills	笹塚3-48-1	3374-2070	526	303	③	57日～	6	6	7	7	7	7	40			
千駄ヶ谷	幼	千駄ヶ谷なかよし園（千駄ヶ谷保育園）※	千駄ヶ谷3-34-9	3478-4494	633	733	①	57日～	16	18	20	20			74	◎	
	私立	鳩の森保育園	千駄ヶ谷4-28-8	3478-2037	193	432	②	57日～	9	11	12	12	12	12	68	▼	
		キッズハーモニー・よよぎの杜◇	代々木2-35-1	6383-4138	5,474	1,487	②	57日～	12	25	27	45	45	45	199		
		キッズハーモニー・NEWoMan◆	千駄ヶ谷5-24-55 5F	6457-7614		281	②	57日～2歳	9	15	18				42		
		美希保育園北参道○	千駄ヶ谷3-21-5	5843-1721	266	559	②	57日～	9	11	11	13	13	13	70		
		千駄ヶ谷りとるばんぶきんず	千駄ヶ谷5-27-5 2F	6380-6990		500	②	1歳～		8	10	15	15	15	63		
		アソシエ神宮北参道保育園	千駄ヶ谷4-6-8 3F	6447-5230		293	②	57日～	6	6	6	6	6	6	36		
神宮前	区	渋谷保育園口○	神宮前3-18-8	3401-0952	1,162	1,343	①	57日～	9	22	23	27	27	27	135	15	
	私	未来のカプセル原宿保育園	神宮前6-34-25	6452-6365	331	298	②	57日～	6	6	6	7	7	7	39	▼	
	認定	原宿こども園	神宮前1-1-10	6438-9301		1,094	②	1歳～		6	8	10	10	10	44		
		神宮前おおぞらこども園	神宮前5-6-1	6418-4361	918	1,280	②	57日～	10	16	16	16	16	16	90		
	小	ぬくもりのうち保育 神宮園●	神宮前2-2-39 2F	6804-2987		103	①	57日～2歳	5	5	5				15		
	幼	千駄ヶ谷なかよし園（千駄ヶ谷幼稚園）※	千駄ヶ谷2-4-1 千駄ヶ谷小学校内	3402-8280		578	①	4歳～						20	20	40	◎

【延長保育について】

- ・延長保育は全ての保育園で原則として満1歳以上のお子さんを対象に実施しています。保育園の利用申込みと別に申込みが必要です。
- ▼印の施設の延長保育の定員については、園にお問い合わせください。
- ◎千駄ヶ谷保育園・千駄ヶ谷なかよし園の定員は合わせて16人です。

【開園時間等】

- ・園により開園時間・延長保育時間は異なります。「開園時間等」の欄に表示されている①～⑤の番号に応じ、以下のとおりとなります。

番号	開園時間	延長保育時間	番号	開園時間	延長保育時間
①	7:30～18:30	18:30～19:30	④	7:15～18:15	18:15～19:15
②	7:30～18:30	18:30～20:30	⑤	7:15～18:15	18:15～20:15
③	7:00～18:00	18:00～19:00			

【その他特記事項】

- （注1） 富ヶ谷保育園は、移転をしたうえで現地での建替工事を予定しています。（詳細は未定です。決まり次第、周知いたします。）
- （注2） 元代々木保育園は、令和11年度以降、移転をしたうえで現地での建替工事を予定しています。（詳細は未定です。決まり次第、周知いたします。）

口印の渋谷保育園は、りばあさいど原宿（障がい者施設）と園庭を共有します。

■印のベネッセ美竹の丘保育園は、令和5年度～令和9年度（予定）まで隣接する都有地及び区有地において、複合施設の開発工事が実施されます。

◆印のキッズハーモニー・NEWoManは、2歳児クラスまでの施設のため、3歳児クラスからは◇印のキッズハーモニー・よよぎの杜に転園となります。

▲印のプラスキッズ保育園・代々木上原は、2歳児クラスまでの施設のため、3歳児クラスからは △印のさくらさくみらい上原、グローバルキッズ代々木上原園、グローバルキッズ代々木八幡園のいずれかに転園となります。
プラスキッズ保育園・代々木上原の入園の利用調整の際に、連携施設の受入枠についても決定します。
連携施設は各施設2人～3人の受入枠（0歳児クラスは1人ずつ）となっています。ご希望の連携施設の受入枠に内定しない場合は、プラスキッズ保育園・代々木上原には内定しません。詳しくは「保育園入園のご案内」P.40をご覧ください。

★印のシエル小規模保育園・恵比寿は、2歳児クラスまでの施設のため、3歳児クラスからは ☆印のポピンズナーサリースクール恵比寿南に転園となります。

●印のぬくもりのうち保育神宮園は、2歳児クラスまでの施設のため、3歳児クラスからは、○印の渋谷保育園、美希保育園北参道に転園となります。
（渋谷保育園は、渋谷区民または転入予定がある人のみ指定可能です。）
ぬくもりのうち保育神宮園の入園の利用調整の際に、連携施設の受入枠についても決定します。
連携施設は各施設1人～4人の受入枠となっています。ご希望の連携施設の受入枠に内定しない場合は、ぬくもりのうち保育神宮園には内定しません。詳しくは「保育園入園のご案内」P.40をご覧ください。

※印の施設の内容及び利用申込みの方法は、次ページをご覧ください。

【区立幼保一元化施設】

渋谷区独自の幼保一元化施設です。
4・5歳児の短時間保育・中時間保育のお子さんも受け入れます。
【お問い合わせ】保育課入園相談係 電話3463-1211

施設名	認可区分	所在地	備考
千駄谷なかよし園	保育所	千駄ヶ谷3-34-9	0～2歳児は千駄ヶ谷保育園として保育園舎を利用します。 3歳児は千駄ヶ谷保育園児、4・5歳児は千駄ヶ谷幼稚園児として幼稚園舎を利用します。（土曜日保育は保育園舎で行います。）
	幼稚園	千駄ヶ谷2-4-1 千駄谷小学校内	
山谷かきのみ園	幼稚園	代々木3-32-13	1～3歳児の保育を行い、4・5歳児になると山谷幼稚園児となります。

【保育所型認定こども園】

3～5歳児の短時間保育・中時間保育のお子さんも受け入れます。
短時間保育・中時間保育の利用申込等は各施設（「保育園・幼保一元化施設一覧」の電話番号を参照）にお問い合わせください。

施 設 名		区 分	備 考	
西原りとるばんぶきんず		本 園	分園の早朝・夕方・土曜日保育は本園で行います。 本園・分園で分けることなく「西原りとるばんぶきんず」として 保育園の利用申込みをしてください。	
西原りとるばんぶきんずANNEX		分 園		
薫る風・上原こども園		本 園	0・1歳児は分園、2～5歳児は本園で保育を行います。（早 朝・夕方・土曜日保育は本園で行います。） 本園・分園で分けることなく「薫る風・上原こども園」として保 育園の利用申込みをしてください。	
薫る風・上原こども園アイリス		分 園		
代々木至誠こども園	神宮前おおぞらこども園	本町きらきらこども園	恵比寿のびのびこども園	
本町そよかぜこども園	まちのこども園代々木上原	まちのこども園代々木公園	渋谷東しぜんの国こども園	原宿こども園

【幼保連携型認定こども園】

3～5歳児の短時間保育・中時間保育のお子さんも受け入れます。
短時間保育・中時間保育の利用申込等は施設（「保育園・幼保一元化施設一覧」の電話番号を参照）にお問い合わせください。

施設名	渋谷本町こども園
-----	----------

区立保育室

施設名 (運営事業者名)	所在地	電話	保育年齢	定 員 ※1						
			令和9年 4月1日 現在	0歳 児	1歳 児	2歳 児	3歳 児	4歳 児	5歳 児	計
代官山えびすにし保育室 (株式会社ポピンズエデュケア)	恵比寿西2-15-12	3461-1473	57日～	12	6	6	6			30
おおやま保育室 (株式会社理究)	西原2-53-13 代々木大山公園内	3460-1360		12	12	6	2	2		34

※1 各区立保育室の定員については、申込状況により変更になることがあります。

※2 待機児童を対象とした暫定的な施設のため、在園期間は年度末までとなります。ただし、翌年度も認可保育園の申込みをし、引き続き入園することができなかった場合、令和9年度末までは、同じ区立保育室に継続して通うことができます。

居宅訪問型保育事業（待機児童向け）

事業者	保育年齢(令和9年4月1日現在)	定員	備考
株式会社ポピンズファミリーケア	57日～2歳	10人程度	事業の概要等については、「保育園入園のご案内」P.36～37をご覧ください。

令和 9 年 4 月保育園利用申込み(窓口)について

一次募集：令和 8 年 10 月 22 日(木)～ 令和 8 年 11 月 27 日(金)

二次募集：令和 8 年 12 月 1 日(火)～ 令和 9 年 2 月 16 日(火)

※土日、祝日、年末年始【12 月 29 日(火)～1 月 3 日(日)】を除く。

※二次募集の利用調整は、一次募集の利用調整後に、欠員が生じた園のみ行います。

時間：9:00～11:30、14:00～16:00【事前予約制（詳細下記）】

場所：渋谷区役所本庁舎 4 階 保育課入園相談係窓口



©SHIBUYA♡HACHI アニメ製作委員会

- 11 月下旬は窓口が混雑しますので、11 月中旬までの来庁にご協力ください。事前の説明や相談を希望する場合は、受付開始前の 10 月 21 日(水)までにご来庁ください。
- 必ず必要書類を事前に記入の上、ご来庁ください。**（P.8～9 参照）
※就労証明書等は 令和 8 年 9 月 15 日以降の証明日のものが有効です。
- 11 月 3 日(祝・火)及び 11 月 21 日(土)9:00～16:00（予約最終時間は 15:30）に休日受付を行います。
- 令和 9 年 4 月 1 日までに出産予定の人の申込みを受付けます。（P.10 参照）
- 渋谷区民で区外の保育園を申込みする場合（P.15 参照）
渋谷区から転出予定がある人
受付場所：転出先自治体窓口（渋谷区の窓口では受け付けません）
必要書類などは転出先の自治体にお問い合わせください。
渋谷区から転出予定がなく、区外の保育園に通いたい人
受付場所：渋谷区の窓口
希望する自治体の保育園入園申込み締切日の 10 日前までに、渋谷区保育課の窓口へ申込みをしてください。必要な書類・締切日・申込み要件は希望する自治体にお問い合わせしてください。
- 区外に在住で渋谷区の保育園を申込みの場合（P.14 参照）
対 象 者：令和 9 年 3 月 31 日（水）までに転入予定がある人
受付場所：渋谷区の窓口
※電話で予約して来庁してください。
※渋谷区の様式で必要書類をそろえ、窓口で申込みしてください。
※令和 9 年 3 月 31 日(水)までに渋谷区に転入しないと内定取り消しになります。
- 令和 9 年 3 月 31 日（水）までに転入予定がない人（4 月二次募集から申込みを受付け）
受付場所：お住まいの自治体窓口
渋谷区の様式で、締切日の 2 週間～10 日前までに申込みをしてください。



一次募集の窓口受付の事前予約について

- 対 象 期 間：一次募集期間
（午前の部：9:00～11:30、午後の部：14:00～16:00）
※予約枠は 30 分刻み、**1 世帯 30 分まで**です。
予約時間の 5 分前までには窓口へお越しください。
- 予 約 方 法：区公式 LINE より（LINE が難しい場合はお電話にてご相談ください。）
※LINE 予約の場合は、渋谷区 LINE 公式アカウント
（@shibuyacity）を事前に友だち追加してください。



渋谷区 LINE
公式アカウント
QR コード

※通訳（英語）が必要な人は、平日 9:00～11:00、14:00～15:30 の間で予約してください。

その他

渋谷区内の認証保育所一覧

令和8年10月1日現在

☆ 入園等については、直接、各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電話	定員	受入れ年齢	保育園マップでの表示
パレット保育園・初台	代々木4-31-4 キャッスル新宿1・2階	5333-6041	40	生後57日～ 小学校就学前まで	
ポピンズナーサリースクール代々木	代々木1-31-1	5333-4950	30		
フジキ保育室	笹塚2-29-4	3378-0283	19	生後57日～ 2歳児まで	
エンゼル・ルーム	広尾5-8-2 広尾子育て支援センター3階	3446-9462	20		
なでしこ保育園	元代々木町24-1	3481-4611	26		
コミュニティハウス保育室ポッポ	本町6-16-4	3320-8163	18		
こもれび保育園 恵比寿園	東3-17-16 Nowel 恵比寿1階	6805-1680	29		

その他

0 歳児クラス
1 歳児クラス

渋谷区内の認可保育園一覧

※区（区立）＝区立保育園 私（私立）＝私立保育園 認（認定）＝認定こども園

小＝小規模保育施設
幼＝幼保一元化施設

令和 8 年 10 月 1 日現在

地区	種別	施設名	所在地	電話	受入れ年齢	保育園 MAP 上の番号
					令和9年 4月1日 現在	
新橋	区立	新橋保育園	恵比寿 1-27-10	3444-0463	57 日～	1
	区立	広尾保育園	広尾 5-7-1	3444-7457	57 日～	2
	小	シエル小規模保育園・恵比寿	恵比寿 1-34-11-101	6409-6848	57 日～2 歳	3
恵比寿	区立	恵比寿保育園	恵比寿西 2-8-1	3461-6276	57 日～	4
	区立	代官山保育園	代官山町 7-9	3461-4423	1 歳～	5
	私立	ほっぺるランド渋谷	簗谷町 2-16	6712-7810	57 日～	6
	私立	ポピンズナーサリースクール恵比寿南	恵比寿南 3-11-25	6452-4531	57 日～	7
	私立	ChaCha Children Daikanyama	恵比寿西 2-13-5	6380-2395	57 日～	8
氷川	認	恵比寿のびのびこども園	恵比寿西 1-19-1	5784-2531	57 日～	9
	区立	氷川保育園	東 2-20-18	3409-1190	1 歳～	10
	私立	広尾上宮保育園	広尾 4-1-1	3407-9042	57 日～	11
	私立	ベネッセ美竹の丘保育園	渋谷 1-18-9	5464-6817	57 日～	12
	私立	渋谷東ちとせ保育園	東 4-7-8	3486-3180	57 日～	13
大向	認	広尾ちとせ保育園	広尾 1-3-11	6433-5730	57 日～	14
	認	渋谷東しげんの国こども園	東 1-29-1	3406-4169	57 日～	15
	区立	大向保育園	松濤 1-26-6	3468-2235	57 日～	16
	私立	さくら上宮保育園	桜丘町 23-21	5458-5200	57 日～	17
	私立	まなびの森 渋谷もりのこ保育園神南	宇田川町 38-4	3780-2388	57 日～	18
上原	区立	富ヶ谷保育園※1	富ヶ谷 2-30-8	3467-3602	57 日～	19
	私立	富ヶ谷ちとせ保育園	富ヶ谷 1-31-3	3460-4515	57 日～	20
	私立	ポピンズナーサリースクール代々木上原	上原 2-42-3	6407-1096	57 日～	21
	認	さくらさくみらい 上原	上原 3-37-9	6804-9086	1 歳～	22
	認	薫る風・上原こども園	上原 2-2-17	3465-0415	57 日～	23
	認	薫る風・上原こども園アイリス	上原 1-18-6	5738-7875	57 日～	23
	認	まちのこども園代々木上原	上原 2-24-15	5738-8225	57 日～	24
	認	まちのこども園代々木公園	代々木神園町 2-1	3460-1005	57 日～	25
	小	プラスキッズ保育園・代々木上原	上原 1-25-1	3460-6261	57 日～2 歳	26
西原	区立	元代々木保育園※2	元代々木町 51-19	3465-8663	57 日～	27
	私立	西原保育園ゆめ	西原 1-22-20	5790-8421	57 日～	28
	私立	西原ほほえみ保育園	西原 1-40-3	3466-0581	57 日～	29
	私立	さくらさくみらい 西原	西原 2-33-17	6804-7401	1 歳～	30
	私立	グローバルキッズ代々木上原園	西原 3-15-10	5738-7104	1 歳～	31
	私立	グローバルキッズ代々木八幡園	代々木 5-7-2	6407-1217	1 歳～	32
	認	西原りとるばんがきんず	西原 2-46-4	5790-5012	57 日～	33
	認	西原りとるばんがきんず ANNEX	西原 2-47-19	5738-5177	57 日～	33

※1 移転をしたうえで現地での建替工事を予定しています。（詳細は未定）
※2 令和 11 年度以降、移転をしたうえで現地での建替工事を予定しています。（詳細は未定）
※3 3 歳児クラスからはキッズハーモニー・よよぎの杜になります。
各園の募集人数等の詳細については区ホームページの「令和 9 年 4 月入園の募集人数」をご覧ください。

区ホームページ「区立・私立保育園の空き状況」



地区	種別	施設名	所在地	電話	受入れ年齢	保育園 MAP 上の番号
					令和9年 4月1日 現在	
初台	区立	初台保育園	初台 2-17-22	3379-1734	57 日～	34
	区立	代々木保育園	代々木 3-51-8	3370-7549	57 日～	35
	区立	本町第三保育園	本町 1-5-5	3378-4759	57 日～	36
	区立	聖ヨゼフ保育園	代々木 5-16-4	3460-9988	57 日～	37
	区立	参宮橋ちとせ保育園	代々木 4-50-13	3376-0616	57 日～	38
	区立	はるの小川ちとせ保育園	代々木 4-57-6	3370-6010	57 日～	39
	区立	グローバルキッズ幡ヶ谷園	本町 1-19-3	6276-7935	57 日～	40
	区立	太陽の子代々木西参道保育園	代々木 4-27-6	5302-6426	57 日～	41
	区立	みんなの未来をつくる保育園初台	代々木 4-37-15	6304-2088	1 歳～	42
	区立	ゆめの樹保育園はつだい	初台 2-13-11	6276-6534	1 歳～	43
	区立	さくらさくみらい 初台	初台 2-19-16	6276-6439	1 歳～	44
	認	代々木至誠こども園	代々木 5-14-16	3485-2466	57 日～	45
	幼	山谷かきのみ園（山谷幼稚園）	代々木 3-32-13	3370-1410	1 歳～	46
	区立	幡ヶ谷保育園	本町 5-35-12	3377-7595	57 日～	47
	私立	ベネッセ幡ヶ谷保育園	本町 6-34-6	5302-8661	57 日～	48
本町	私立	AIAI NURSERY 初台本町	本町 2-6-3 AZ 渋谷本町 2F	6304-2931	1 歳～	49
	私立	本町きらきらくこども園	本町 3-38-10	5358-5951	57 日～	50
	認定	本町そよかぜこども園	本町 6-6-2	5333-2688	57 日～	51
	認定	渋谷本町こども園	本町 4-39-1	6452-6380	1 歳～	52
	認定	笹塚保育園	笹塚 3-36-13	3376-6842	57 日～	53
笹塚	区立	幡ヶ谷第二保育園	幡ヶ谷 3-4-1	3378-0876	1 歳～	54
	区立	幡ヶ谷第三保育園	幡ヶ谷 2-56-6	3376-1650	1 歳～	55
	区立	笹塚第二保育園	笹塚 1-27-1	3481-7121	1 歳～	56
	私立	保育園うさぎとかめ	笹塚 2-31-8	3376-1663	57 日～	57
	私立	まなびの森保育園幡ヶ谷	幡ヶ谷 2-42-15	3370-5115	57 日～	58
	私立	さくらさくみらい 笹塚	笹塚 1-32-5	6407-9839	57 日～	59
	私立	ささはた保育園	笹塚 2-34-12	3320-2112	57 日～	60
	私立	保育園うさぎとかめ Hills	笹塚 3-48-1	3374-2070	57 日～	61
	幼	千駄谷なかよし園（千駄谷保育園）	千駄谷 3-34-9	3478-4494	57 日～	73
	私立	鳩の森保育園	千駄谷 4-28-8	3478-2037	57 日～	62
千駄谷	私立	キッズハーモニー・よよぎの杜	代々木 2-35-1	6383-4138	57 日～	63
	私立	キッズハーモニー・NEWoMan※3	千駄谷 5-24-55 JR 新宿 331(カ) 5 階	6457-7614	57 日～2 歳	64
	私立	美希保育園北参道	千駄谷 3-21-5	5843-1721	57 日～	65
	私立	千駄谷谷りとるばんがきんず	千駄谷 5-27-5 リンク 2F	6380-6990	1 歳～	66
	私立	アソシエ神宮北参道保育園	千駄谷 4-6-8 バートン神宮北参道 7F-3 階	6447-5230	57 日～	67
神宮前	区立	渋谷保育園	神宮前 3-18-8	3401-0952	57 日～	68
	私立	未来のカプセル原宿保育園	神宮前 6-34-25	6452-6365	57 日～	69
	認定	原宿こども園	神宮前 1-1-10	6438-9301	1 歳～	70
	認定	神宮前あおぞらこども園	神宮前 5-6-1	6418-4361	57 日～	71
	小	ぬくもりのおうち保育 神宮園	神宮前 2-2-39 THE COURT 神宮外苑 2 階	6804-2987	57 日～2 歳	72
幼	幼	千駄谷なかよし園（千駄谷幼稚園）	千駄谷 2-4-1 千駄谷小学校内	3402-8280	4 歳～	73

渋谷区保育園 マップ

